

平成20年（2008年）紀北町9月定例会会議録

第 2 号

招集年月日 平成20年9月10日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成20年9月18日（木）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	8 番	尾上壽一
9 番	平野倭規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	紀平 勉
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	塩崎剛尚	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	平谷卓也
住 民 課 長	谷口房夫	福祉保健課長	五味 啓
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	長野季樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	喜多 健	教 育 長	小倉 肇
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

1番 東 篤布	2番 中村健之
---------	---------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は22名であり、定足数に達しております。

まずは報告をさせていただきます。財政課からの資料として決算の概要についてと、議会からの決算審議にあたっての着眼点という資料を、各議員の棚に配付させていただきました。決算審議において参考にしていただければと思います。また、申し合わせ事項についても整理を行い、各自の棚に配付させていただいております。今後の議会の運営に役立てていただければ幸いです。

以上で、報告を終わります。

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議 事 日 程 朗 読)

議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第 1

議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

1 番 東 篤布君

2番 中村 健之君

のご兩名を指名いたします。

日程第 2

議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第 2 項の規定により、通告書は去る 9 月10日に締め切り、すでに執行機関に通知済みであります。

なお、一般質問の取り扱いに関しましては、議員の発言時間は30分以内として運営いたします。持ち時間が残り 5 分になりましたら、議会事務局長の机の前に黄色のカードを立て、質問者に対し周知することになっております。

一般質問の範囲であります。町の一般事務について執行機関に対し事務の執行状況や将来の方針などについて事実、または所信を質することができるものであり、町の事務とは関係ない国政、県政、他の市町村及び一部事務組合等の事務については質問できないとなっております。

また、地方自治法第 132条では「品位の保持」の規定があり、議員は無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならないとなっております。熱心さのあまり無礼な言葉や他人の私生活にわたるような不穏当発言や、議長の許可を得ずに不規則発言をされることが度々見受けられます。発言の内容によっては会議規則第54条の規定によりいろいろ制限がありますので、十分注意してくださるようお願いいたします。

なお、一般質問において要望やお礼の言葉を述べる方が見受けられますが、そのような不適切な発言は十分注意してください。

執行部におかれましては、資料などは十分に準備していただき、答弁は的確にお願いしたいと思います。

一般質問の形式については一問一答方式とするため、会議規則第55条のただし書きにより、質問の回数は特に定めないことといたします。

なお、質問の方法であります。まず最初に登壇して通告した事項すべてに対して質問を

していただき、執行部の答弁のあとは自席にて質問することを許可いたします。

それでは、14番 中本衛君の発言を許します。

14番 中本衛議員

皆さんおはようございます。14番 中本衛、平成20年9月定例会の一般質問をさせていただきます。

私からは地球温暖化対策について、1. すべての地方公共団体に策定が義務付けられている「実行計画」と、具体的な取り組みはということと、2点目につきましては、今後、新たに取り組む対策があるのかを質問させていただきます。

地球の平均気温は、1906年から2005年の100年間で0.74度、また最大推計 6.4℃上昇し、2100年には平均気温が 1.8から摂氏 4度上昇となり、海面水位は平均推計で38.5cm、最大推計が59cm上昇すると予測されています。その主たる原因は自然由来の要因と人為的な要因に分けられ、20世紀後半の温暖化に関しては、私たち人間の産業活動等に伴って排出された温室効果ガスが温暖化の原因である確率は、9割を超えると報告されております。

その主たる原因は、ガソリンなどの化石燃料の燃焼で、これらは過去20年間のCO₂濃度増加の4分の3以上占めていると言われております。今のまま温暖化が進むとさまざまな影響は広範囲に及び、地球上のあらゆる場所における発展を妨げると予測されております。

気温への影響としては次のようなことが懸念されております。1990年から2100年までの間に平均気温が 1.1から 6.4度上昇すると言われ、これは過去1万年の気温の再現結果に照らしても異常なことだと言われております。

また、北極圏の平均気温は、過去100年間で世界平均の上昇率のほとんど2倍の速さで上昇し、北極の平均解氷面積は10年当たり 2.1から 3.3%縮小してしております。陸域における最高最低気温の上昇、気温の日光差が縮小され、温暖化が環境中から二酸化炭素やメタンなどの放出を促進し、さらに温暖化が加速すると懸念されております。

気象現象の変化の懸念では偏西風の蛇行、異常気象の増加、日本周辺の気候にも大きな影響を与える可能性があり、アメリカ南東部、東部の海水温上昇により竜巻の発生域が南東部や東部に広がることや、寒い日、寒い夜の減少、暑い日、暑い夜が増加し、全体的に昇温傾向になるとされ、高温や熱波、大雨の頻度の増加、干ばつ地域の増加、勢力の強い熱帯低気圧の増加、高潮の増加などが懸念され、降水量の変化では大気中の水蒸気量の増加により、平均降水量は増加し、平均降水量の変動幅の増大、豪雨や干ばつの増加、熱帯雨林の乾燥化や崩壊が懸念され、海水面の上昇については1993年から2003年の間に観測された海面上昇は、

熱膨張による規模が最も大きく、年間 2.1mmから 1.1mm上昇し、日本沿岸では年間 3.3mmの上昇率が観測されています。

これにより、汽水域を必要とするノリ、カキ、アサリなどの沿岸漁業への深刻なダメージや、防潮堤、堤防、排水ポンプなどの対策設備に対する出費の増加、地下水の上昇に伴う地下構造物の破壊の危険性、それにおける対策費の増加、地下水の塩分混入に伴う工業、農業、生活用水の影響が出るのが懸念されています。海水温の上昇によりましては生態系の変化、水温の変動幅拡大に伴う異常水温現象の増加、太平洋熱帯域でのエルニーニョ現象の増強、海流の大規模な変化、深層水循環の停止、またこれらに伴う気候の大幅な変化が起こるであろうと懸念されています。

生態系自然環境への影響としては、生物の生息域の変化、生物種の数割にわたって絶滅の危機、寒冷地に生息する動物の減少、日本においてはブナ林分布域の大幅減少や農業への深刻な影響などが懸念されています。人間の社会においては気象災害の増加、熱帯低気圧、嵐や集中豪雨に伴う物的、人的、経済的被害の増加、気候の変化による健康への影響や生活の変化、低緯度の感染症マラリアなどの拡大、雪解け水に依存する水資源の枯渇、農業、漁業などを通じた食料事情の悪化、水資源や食料事情の悪化による難民の発生、大規模な移住、永久凍土の融解による建造物の破壊、日本では60%の食料を輸入しているため、国外での不作や不漁、価格変動の影響を大きく受けやすく、食糧供給に問題が生じることが予測されるなど、大きな影響が出るのが懸念されています。

これらのことは地球規模によるものですが、我が国においては2008年5月末、国立環境研究所をはじめとする国内14機関により、温暖化影響総合予測プロジェクト報告書「地球温暖化日本への影響、最新の科学的知見」が発表され、水資源、森林、農業、沿岸域、健康の5分野を対象に温暖化が20年あたり、約摂氏1度のペースで進行した場合、豪雨の増加に伴う洪水の被害額が、2030年には年間約1兆円に達する危険性があるとも言われています。

また、斜面災害など土砂災害のリスク増大、積雪に由来する水資源の減少により、代掻き期の農業用水が不足する可能性など、さらにブナ林の大幅な減少、マツ枯れの増大、湿原の減少、米など作物の生産適地の北上、就業の変化、食料供給に影響する危険性、高潮浸水面積の増大、河川堤防の強度低下、地下水位の上昇、砂浜や干潟の消滅による数兆円規模の経済損失の危険性も言われています。

さらに、気温上昇による熱ストレス死亡の増大、大気汚染や感染症の分布への影響などが予測されています。現在、日本のCO₂総排出量は世界第4位で、総排出量は1990年から比

べて着実に増え、その割合は9%増えたとされています。最近では産業部門のCO₂排出量はあまり増加していませんが、その他の部門では増加傾向にあり、また日本の排出量の約4割がエネルギー転換部門、つまり主に発電であります。

また、地球温暖化防止京都会議において、日本は温室効果ガスの排出量を2008年から12年までの5年間、1900年の排出量より6%削減することを約束しましたが、エネルギー消費も増えており、その削減は困難な状況にあるとも言われています。

この9月2日、環境省では毎年地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、地方公共団体の実行計画の策定状況等について調査を行い、公表しています。実行計画は地球温暖化対策の推進に関する法律で、すべての地方公共団体に策定が義務付けられています。三重県内で実行計画策定済み市町村は全体の52%であり、その中に本町が実行計画策定済みと表記されていました。

温暖化対策は早ければ早いほど効果的なものであり、他の市町村に先駆けて取り組まれておられることにつきましては、行政への取り組みへの意気込みが感じられます。本町の地球温暖化対策実行計画の内容と、具体的な取り組みについてお伺いします。

次に、今後、新たに取る対策があるのかお伺いいたします。

環境省は、温暖化対策の実行計画を策定するため、簡易なマニュアルを作成し、具体的な取り組みなども示されています。その中には施設整備の改善等で公共施設の緑化を進めるとあります。そこで地球温暖化防止の一助となる緑のカーテン、つまり壁面緑化運動についてお聞きします。

夏場、気温の高いとき太陽光の遮断と断熱、及び植物の葉の面からの蒸散による気化熱を利用して建築物の温度上昇を抑えることを主な目的としていますが、住居環境整備として遮光や目隠し、植物の観賞も目的の1つでもあり、また地球温暖化対策の一環として植物の生態活動による大気中の二酸化炭素の減少も期待されています。

太陽光が建築部内に入射することを抑えるため窓を覆うようにし、設置されのが基本であります。建物全体を覆えば外壁の蓄熱を防止したり、日射による急激な温度変化や酸性雨、紫外線がもたらす外壁の劣化予防にもつながります。植物は主に、つる植物が用いられ、支柱に絡ませたり、外壁やネットに這わしたりして栽培します。秋には葉を落とす落葉性の植物が用いられることが多く、常緑性の植物も利用できますが、その場合は冬場も遮光効果を発揮してしまうという難点がございます。

遮光の目的から葉がよく茂り、高くはのぼるツタや、キジタなどの植物が多く選ばれて

いますが、家庭や学校では観賞や生育観察、収穫等の目的を兼ねてアサガオやキュウリ、トマトなども使われていますが、最近では比較的病害虫に強く栄養価も高いことなどから、ゴーヤも用いられています。環境省の学校等エコ改修、環境教育のモデル事業の一環として緑のカーテンを導入する学校もあります。カーテン面積の計算や二酸化炭素の吸収量の概算といった直接的な内容から、土づくりやかんがいなどの理学的内容、地球環境問題や持続可能性といった社会的なテーマまで、学校により多岐にわたる内容の教育が展開されています。

また、住民にも緑のカーテンに取り組む希望者には、種やつる用のネットを配付している自治体もございます。子どもから大人まで誰もが取り組める緑のカーテンは、全国でもさまざまな取り組みがなされているところですが、本町でも取り組んでいただきたいと思います。また新たに取り組む対策もあわせて、町長のご所信をお伺いいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

中本議員のご質問にお答えいたします。

地球温暖化問題につきましては、全人類にかかわる懸念事項であり、このまま温暖化が進めば地球全体の気候や生態系に大きく影響すると言われております。地球温暖化の原因としては人為的な温室効果ガスの放出、中でも二酸化炭素やメタンの影響が大きいとされ、1997年に開催された地球温暖化防止京都会議では、2010年を目途とした先進国の二酸化炭素排出量の削減を規定する京都議定書が採択されました。

具体的に日本では1990年を基準年度として、2008年から2012年の5年間で温室効果ガス排出量を6%減らすことを数値目標とし、政府はチームマイナス6%として国民運動を展開しております。1998年には地球温暖化対策の推進に関する法律が公布され、都道府県及び市町村は当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとする規定されています。本町では2006年4月1日から2008年3月31日までを計画期間として、行政活動における温室効果ガス排出削減の取り組みに関する実行計画を策定しており、2005年度を基準年度として2010年度に温室効果ガスを4.84%削減を図るよう、目標設置して行っています。現在は、2008年度以降の見直しにかかる改定作業を進めているところであります。

計画の具体的な取り組みについては、軽自動車の利用推進等を行う公用車燃料使用量の削減活動、OA機器の電源管理やエアコンの使用時期や設定温度を規定した電気使用量の削減

活動、通勤距離片道2km以内の職員の徒歩、自転車通勤を規定した通勤使用車両燃料使用量の削減活動、適正なOA用紙の使用方法を規定したOA用紙購入量の削減活動を4つの柱としております。

新たな地球温暖化対策の取り組みについては、現在、実行計画の見直し作業を行っておりますが、今年創設されました7月7日のクールアースデーの取り組み等を継続していくなど、町民の皆さんにアピールできるような取り組みを率先して行っていくよう、対策を検討してまいります。

議員ご提案の緑のカーテンの取り組みについてですが、本町では公共施設等に試験的に行った事例はございますが、本格的な導入には至っておりません。県内での先進的に取り組んでいる学校もあるとのことであり、今後、それらの事例を参考にして検討を進めたいと考えております。以上です。

議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

再質問をさせていただきます。

今ほどの町長のご答弁で、我が町の地球温暖化対策計画のことも述べていただきました。これが平成17年を基準として、平成19年度の達成目標数を掲げ、さきほど町長が述べられました大きく4項目の取り組みがなされております。

その中には、まず1点として、公用車、冷暖房等の燃料使用量の削減目標が1.5%で、燃料使用量は4万8,415ℓから4万7,689ℓに、また、軽油使用量は2万4,298ℓから、2万3,934ℓに削減。2つ目として電気使用量の削減目標も1.5%で、164万2,364kwhから、161万7,729kwhに削減するとしております。3点目には、通勤使用車両燃料使用量の削減目標が10%ございまして、7万2,517ℓから6万5,265ℓに。また4点目としては、OA用紙購入の削減では、削減目標1.5%となっておりますが、これら4項目の平成18年度、平成19年度目標は達成しているのかをお伺いいたします。できれば数値と達成率をお伺いしたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

このご質問につきましては、詳しい数値を示す担当課長に答弁させます。よろしいですか。

議長

倉崎環境課長。

倉崎全生環境課長

はい、それではですね、温暖化対策計画で取り組んでおります4項目について、19年度の目標値に対する達成率をご報告を申し上げます。公用車のガソリンの使用量でございますが、平成19年度目標値は4万7,689ℓでございました。それに対しまして18年度実績は5万3,284ℓ、19年度実績は5万3,335ℓで、5,646ℓ増でございました。達成率は89.4%でございました。

軽油につきましては、目標値は2万3,934ℓに対しまして、平成19年度実績は2万5,467ℓ、平成19年度実績におきましては2万4,420ℓで490ℓの増と、97.9%の達成率でございました。ガソリンと軽油を合わせまして92.1%の達成率でございます。

電気使用量につきましては、平成19年度目標値は161万7,729kwに対しまして、平成18年度実績は153万9,289kw、平成19年度実績は154万7,978kwでございまして、6万9,751kwの減でございました。104.5%の達成率でございます。

通勤使用車両の燃料使用量でございますが、目標値は6万5,265ℓに対しまして、平成18年度実績でございますが6万6,260ℓ、平成19年度実績におきましては7万9,429ℓで、1万4,164ℓの増でございまして、達成率が82.2%でございました。

次に、OA用紙の購入量についてでございますが、平成19年度の目標値は250万枚でございました。実績でございますが212万8,000万枚でございまして、37万2,000枚の減でございます。達成率は117.4%でございます。

以上が平成19年度目標値に対する達成率でございます。電気使用量ですね、OA用紙の購入につきましては、目標を達成いたしました。公用車と通勤車両の使用燃料につきましては、目標達成できませんでした。

それからですね、電気使用量の達成率104.5%についてはですね、エアコンの使用期間とかですね、温度管理の徹底、それから昼休とか始業前の消灯、ノー残業デーなどの実施によってですね、達成できたものと考えております。

それから、次にOA用紙の購入量の達成率でございますが、117.4%でございました。これにつきましては、リユース紙の使用、両面印刷の推進等によりましてですね、達成できたものと考えております。

次にですね、公用車の燃料使用量でございますが、これはガソリンと軽油を合わせたもの

で、92.1%の達成率でございました。これについてはですね、合併後、本庁と支所の行き来が増えたこと、本庁職員の紀伊長島区の現場への公用車の使用が増えたことが原因ではないかと考えています。

それから通勤使用車両の燃料使用量の82.2%の達成率についてはですね、平成19年度に役場の機構改革がございまして、紀伊長島区の職員の本庁への配属が増えたこと等がですね、燃料の使用が増えたことにつながったんだと考えております。以上でございます。

議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

今、それぞれ4点についてご説明をいただきました。その中で4項目のうち2項目が達成されているとご答弁でございます。再度お伺いします。この公用車92.1%、それから通勤使用車両の燃料使用量の削減目標と、これら今後どのようにして取り組んで削減目標に達成として進んでいかれるのか、そういう構想があればお聞かせ願いたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

公用車燃料使用の削減につきましてはですね、今後、軽自動車の利用推進を進めていくということで、いくぶんか燃料使用量が減るのではないかと考えております。

それからこの軽自動車、普通ではなく各課にですね、全部軽自動車が行きわたっているかという、そうではなくてですね、そうになってない課につきましてはですね、買い替えのときによく注意してですね、軽自動車、燃費、それから使用量の少ないものに替えていくよう図ってまいりたいと思います。

議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

公用車できるだけ燃費のいい軽にしていくというご答弁でございましたが、もう1点、町長新規購入の際には、もっと燃費のいい、環境にもいいハイブリットカーが今現在ございますが、このことについて新規購入の際にはハイブリットカーを、いうたら考えているのかどうか、購入についてお答えください。

議長

町長。

奥山始郎町長

ハイブリットが、大変燃費がいいと聞いておりまして、長距離の乗車のときにはですね、燃料の削減に有効だと思っております。さきほど申し上げたわけですが、買い替えのときにはハイブリット車も視野に入れつつですね、この、いわば時代の一つの大きな流れであろうかなと思っておりますので、これも検討してまいりたいと思っております。

議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

次にですね、電気使用量の場合が 104.5%と達成されているわけなんですけど、今年7月7日にクールアースデーについて、町民の皆様にも理解と協力を求め、また行政が率先して取り組まれたことについては、大変意義深いものでもございました。今後の取り組みに期待するものでありますが、当町におきましては毎週水曜日はノー残業デーとされていますが、さらにノー残業デーを増やすべきと考えますが、この7月7日の7の日を毎月ノー残業デーとして取り組むことが考えられないのか、お伺いいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員、ご指摘された水曜日のノー残業デーが一応定着しておりますけども、7の日ですね、これについてはですね、やっぱり職員の事務事業もあることだと思いますが、ご提案としてこれを受け止めさせていただきたいと思います。

議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

次にですね、通勤用車両の燃費使用量の削減について、これ合併して本町の機構改革の中で、通勤の遠い方が多いということから、ここらがなかなか削減しにくいとあります。けれどもこれは今の状況でいけば何年経っても同じ状況でございますね。そうなってきますと、どういうふう to これより新たに削減をしていくのか、これはもう具体的に詰めていかないと、削減数値が出てこないと思います。

そんな中で、私1つの提案ですが、以前はこの旧海山町においてはノーマイカーデー等も

ございましたし、そういうことで、ある一助の燃費削減にもなったと思うのですが、当町において、合併してからですね。そのノーマイカーデーを取り組まれていないように思います。地域的なこと範囲的なこともございましょうが、ここらは検討される余地もあるんじゃないかと思うんですが、町長どうでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

通勤等についてはですね、2 km以内は徒歩というように、自転車ということになっておりますけれども、そこは職員とか皆さんの意識の高さによってですね、これは、今日は非常に天気良くて快適で、歩くのは運動にいいかなというような場合は、即座に自動車を止めて歩くとかですね。

それからもう1つ私考えているのは、昔の県庁出張はすべて公共交通であったということもあるしですね、そのようなことも今後は考えていかなきゃいかんという、それは時間との組み合わせの中でですね、効率的に時間が使えるということも勘案しなきゃいかんと思っております。そのように考えてます。

議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

職員さんとそこらのコミュニケーションも執行部と必要になってこようと思うんですが、実際にさきほど申しましたように、このままで行けば何ほども削減はできない数値になってまいります。

そこでですね、もう1点こうお伺いしますが、例えば距離的に遠い地域の職員さんがですね、ノーマイカーデーがなくても何人かが乗り合わせてですね、こう本庁のほうへ出勤、そういうことに取り組めないのか、そういう点では職員さんとの話し合いが、協議が必要になってこようかと思えます。

また、もう1点ですね、通勤距離が2 km以内、これが私、前に学校関係の問題でちょっとお聞きしたことによると、子どもたちはですね、児童生徒は4 km以内は皆徒歩なんですね。そういう意味からみれば、大人の世界、子どもから見ればそれは矛盾しているように思えますね。そやで率先してどのように取り組まれていくのか、この2 kmをもう少しでも延ばす方向性というのですかね、そういうことは職員さんとも協議いただいて、何とか削減に向かっ

での実行というのですか、具体的な数量をここへ上げなければ、もう今、計画策定中であるこの削減目標が上げられないのではないですかね、その数値がね。数値が上げられるように具体的な目標を掲げてですね、削減に向けていただきたいと思いますが、町長ご答弁お願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

再度、お答えしますが、2kmという距離にこだわることなくですね、職員に呼びかけて、歩けるところは歩いていったほうがいいのではないかと、健康的にもいいし、そのように意識を高めてまいりたいと思っています。

議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

意識を高めていただくということ、これまず第一歩そこからだと思います。具体的にですね、そこらの数量も出せるように、今後きちっと取り組んでいただきたいと考えます。

次にですね、緑のカーテンについてでございますが、町長のご答弁では、今後それらの事例はたくさんありますので、県内の、いうたらその事例を参考にして検討を進めたいと、さきほどご答弁いただきました。全国での事例もたくさんございますが、県内の員弁中学校ではですね、環境教育のプログラムを作成し、京都議定書を応援しようと、緑のカーテンづくりに取り組んでいます。その中にですね、私、資料取り寄せたところによりますと、2年生の感想文が寄せられていましたので、その一部ですが、紹介させていただきたいと思います。

これはインターネットで調べれば、すぐ出てくるのでございますので、そこら教育長等もご存じかと思いますが、あえて一部紹介させていただきます。タイトルは「広まってほしい」員弁中学校2年の生徒でございます。「僕たち員弁中学校選択理科は、地球温暖化防止のため、学校の中庭にキュウリとゴーヤを植えて緑のカーテンをつくって、皆に広めようという活動を始めました」それぞれ抜粋しますが、なかにはその都度の調査、監査、研究等を織り交ぜた文章もございますし、農家の人たちの協力を得ながら、何とかこの緑のカーテンを成功させたという、そういう内容のもんでございます。

最後に、「僕は今回の選択理科で何でも電気や石油を使って快適な生活をしていることが原因で、地球温暖化になっていることを学びました。その点、緑のカーテンは二酸化炭素を

吸収してくれるし、エアコンのある部屋でも電気代を節約してくれるうえ、二酸化炭素の量が減るのでとてもいいと思いました。緑のカーテンが他の学校や会社や家庭に広まるといいなと思います。僕はこれから地球環境を守る環境省の仕事をしていきたいと思うようになりました」と、この環境教育の一環を通じて、もう切実たる子どもの思いがこの文章に伝わっております。

そういうことからですね、抜粋の一例ですが、この点からみますと環境教育の取り組みにもなりますので、教育長のお考えもお聞きしたいと思います。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

緑のカーテンについての中本議員さんの質問にお答えいたします。

町内の学校でですね、緑のカーテンということで一部分、あるいは簡易的ではございますが、現在実践している学校というのは4校ございます。校名を申し上げますか。相賀小、西小学校、矢口小、引本小ですね。この一部の学級とか限られたクラブとかなりますけども、4校が一応ですね、この実践をやっております。

もちろん、この地球の環境問題は次世代を担う子どもたちにとりましては重要な教育テーマでありますし、特に近年地球温暖化と全世界を巻き込んだ問題になっておりますし、今後環境教育については実践をしていきたいと思っております。この緑のカーテンにつきましても、その1つの方法として非常に有効な実践であると評価をしております。

議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

教育長自身、学校教育で取り組む姿勢もお伺いしました。

次にですね、もう1例だけ伝えておきたいと思います。これはさきほどは学校教育の一環として私取り上げましたが、今は一般家庭にもこういうことを普及しようという、そういうことで取り組まれている町もございます。近くではこれは熊野市の例でございます。熊野市、は4月中旬に、市民に協力を呼びかけて一般家庭16戸、学校や保育所など市の重要施設、計30箇所にゴーヤを植えた。今後は協力家庭など測定記録表を配付し、最も気温が高くなる午後2時ごろに室内外の気温を調べてもらうほか、冷房の使用頻度などに関するアンケートを行う予定、環境対策課では緑のカーテンをしていない室内の気温も測定し、同課では効果が

実感できるのは梅雨が明けてからと、事務所では見た目もあって体感気温は涼しく感じる。先行事例では効果実証されているので成果は出ると考えている。調査結果、来年度につなげればなど、こういう話もされていますが、そういう意味で、行政機関だけではなくてですね、そういう公共の建物だけじゃなくて、一般家庭にもこういうことを普及していこうと、さきほどの感想文の中にもありましたが、そういう生徒が町の人たち、皆にもこういうことを取り組んでいただきたいなど、広めていこうという、そういう感想文でございましたので、この点について報告というんか、そういう内容を示しておきますが。

いずれにしてもですね、本町の環境基本方針の基本計画の4ではですね、町民をはじめ一般への理解、普及に努めますとございますし、こういうことで、これは緑のカーテンは来年の夏に向けての備えでございますので、温暖化防止に向けてですね、是非前向きに取り組むべきと考えますが、町長のご答弁をお伺いして、終わりとしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

温暖化対策はですね、我々の世代だけではなくて、もっと次世代の方々にもですね、快適な生活環境、それから自然の恵み等を十分に受けられるような地球の恩恵を感じて、それを保全していかなきゃいけないと思って、重要視しております。ですから、このことについては今後も十分環境に配慮した取り組みを、あらゆる面で前向きに努めていきたいと思っております。

14番 中本衛議員

終わります。

議長

これで中本衛君の質問を終わります。

次に、8番 尾上壽一君の発言を許します。

8番 尾上壽一議員

8番 尾上壽一、9月定例会に参加し、熊野灘臨海公園大白地区の整備と、公民館の活用についてを質問いたします。

まずは、大白地区の整備についてお尋ねいたします。大白公園はつり橋や遊歩道、テニスコート、そして芝生広場等整備され、20年度の予算で遊具が設置されます。しかし、今後の

計画については、その具体的な方向性や計画が見えてないのが現実ではないでしょうか。

私は、海山町時代からも大白公園の整備について質問をさせていただいております。大白公園は県営事業として進められ、海山区内でのインフラ整備としては未開発の部分が多く持っています。その未開発な部分である北側については、旧海山町時代からスポーツ公園化を促進していただきたいと、多くの方が望んでいるところであります。

平成15年には、「大白公園にグラウンド整備を実現する会」からの要望書も出ています。当時の町長にはその要望を県に伝えていただき、県は要望団体とも協議し簡易な設計図面もでき上がり私も拝見したところでした。しかし、紀北町となりその後どのように進展しているのか、全くわからない状態であり、おそらく要望団体にもその後の経緯の説明がなされていないのではないかと思います。

評価委員会や県の予算の問題もあろうかと思いますが、町としての姿勢も重要であると考えます。現在の県の考え方や方向性はどうか、県との協議はされているのでしょうか。また、評価委員会についてはどうなっているのか。そして紀北町としての大白地区についての考えを、お聞かせいただきたいと思います。

続きまして、公民館の活用についてを質問いたします。

この問題については、平成18年6月定例会で質問をさせていただきました。紀北町には東長島公民館と海山公民館の大ホールを備えた2つの公民館があります。私は地域の文化振興や生涯学習の観点から、これらホールをより一層活用していくべきだと考えております。そして18年にはその有効活用について尋ねたところであります。

社会教育法の第20条で、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と定められ、行政や教育委員会等の公共団体は主として活用しているところであります。

平成18年の質問では、文化事業を充実させてほしい。そして社会教育法23条、公民館は次の行為を行ってはならないとあり、その第1項で、もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助することとなっており、もっぱら営利や入場料等について教育長と議論したと記憶をいたしております。

教育長は、公民館法の趣旨に合致すれば、柔軟に対応し施設のさらなる活用と、文化芸術活動の活性化に取り組んでいきたいと、私の考えと同方向の答弁をいただいたと思っております。しかし、23条のもっぱら営利を目的として事業を行為の解釈をどのように行うかで、

活用の仕方が随分と違ってくるのではないかと考えられます。そして教育長は、すべての有料事業は禁止ではないとしつつも、事業の趣旨が営利を目的としないことが明白でなければならぬとおっしゃっていました。23条を解釈すれば全くそのとおりであると考えます。

そういった中で、営利を目的とする、しない、誰が判断するのかということの答弁において、公民館の館長と話し合ってもらおうとありましたが、私はホールを有する公民館が2カ所あり、館長の主観や館長が変わる度に判断基準が変わっては困る。教育委員会で判断基準とするものを設定すべきだと質問しましたが、この点についてはあまりいい返事をいただけなかったと思っております。

しかし、2年経った今でも紀伊長島区と海山区での判断に温度差があるように感じます。それは館長の考え方だけではなく、教育委員会内部においても同様ではないかと感じております。この点について教育長はどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

尾上議員のご質問にお答えします。1点目の熊野灘臨海公園大白地区の整備についてでございますが、まず県の考え方や方向性、事業評価審査委員会についてお答えします。

これまでの経緯でございますが、平成10年度の三重県公共事業再評価委員会1回目で、大白地区の整備は必要最低限とすることの意見が出されました。その後、平成13年度に学識経験者を含めた検討委員会において、大白地区は野草地、収穫園、お花見広場、芝生広場、野外学習広場等の整備を行うとの基本計画を県が作成しました。

平成14年度には事業再評価委員会2回目において、平成13年度に作成された基本計画の事業継続が了承されましたが、自然環境の生態系に配慮すること、地元の意見をよく聞くことなどの付帯意見が付けられました。このことから付帯意見を受けて見直しのため、平成15年から16年度に開催した旧海山町での住民検討会において、大白地区はスポーツ公園化、つまりソフトボール場、硬式野球場、多目的広場などとする計画変更案がまとめられました。

この変更案については、平成17年度の事業再評価委員会に提出されましたが、基本計画の整備目的とコンセプトにより了承されなかったことから、県が変更案を取り下げました。この再評価委員会の結果については、県から住民検討会に説明をいたしました。その後、平成19年度の事業評価審査委員会では、大白地区の整備は整備済み部分の后背地の豊かな自然条件の活用をする。地区内の環境保全と復元、自然を満喫するソフト体験プログラムの整備を

する。子どもたちが環境づくりを手がけ、学習を重ねることができる基地の整備をするなどをコンセプトとすることで、事業継続が了承されました。このようなことから、今後、大白地区ではお花見広場、芝生広場、野外学習広場等の整備を行うことになっています。

次に、県との協議、紀北町としての大白地区の考え方についてお答えします。

平成17年に旧海山町の住民検討会でまとめられました、大白地区のスポーツ公園化について実現の可能性が見出せないかと、県に要望、協議を行いました。熊野灘臨海公園事業のように、事業採択後に長期間が経過している公共事業については、県が平成10年11月から導入した三重県公共事業再評価システムにより、事業の評価を行い事業の継続にあたり、第三者諮問委員会の答申を最大限に尊重するとの方針であることから、やむを得ないものと考えますが、現行の整備計画を進める中で、少しでも住民の皆さまの要望に添うことができるよう、今後も努力していきたいと考えますので、何とぞご理解、ご支援をいただきますようお願い申し上げます。

公民館のご質問については、教育長がメインの答弁をさせていただきます。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

公民館の活用についてお答えをいたします。尾上議員のほうから前の論議を踏まえての質問ということでございましたが、公民館の施設が町民により一層利用しやすい施設にできないものかという観点からのお尋ねだと思います。以前にもお答えしましたように、公民館はただ社会教育法からは逸脱することはできません。これは1つ前提としてどうしてもですね、置いて論議するということになることを許していただきたいと思います。

ただ、法の許す範囲内で取り扱いを柔軟にしていこうということについては、同感でございまして、その方向で努力しておったところですが、両町の扱いに温度差があるのではないかというご指摘であろうかと思えます。そういう指摘があるのも承知をしておりましたので、紀北町の教育委員会としましては、社会教育法23条から逸脱しない範囲でのですね、公民館の有料事業を許可する基準として、両地区同じ扱いをすることを前提として、使用許可基準を決めまして、そしてそれを館長にですね、お伝えいたしました。それはですね、この20年度の4月から徹底してこの方向で有料事業については、対応していただいております。

第1点は、主催の目的は芸術及び文化の振興が目的の事業で、かつ営利目的ではないこと、

第2に個人ではなく、実行委員会等の組織であること、第3に紀北町の町民であること、第4に主催者には紀北町立公民館規則で定める公民館使用許可申請書のほかに、事業計画書を事前に提出していただき、公民館と教育委員会とで審査を受けること、この4点をですね、有料事業の許可基準として、両館でこれを基本に実施していくというふうに決めております。

もし、利益が出た場合は、事業計画ではですね、利益は出ない計画であってもですね、仮に参加者が多くて利益が出た場合にはですね、その分については公共の福祉、あるいは町のさまざまなものに対するですね、基金という形で処理をしていただくということも、この4点の中に含まれております。もし違反した場合は、今後の使用をですね禁止、または制限させていただくということも、そのときに申し出る方にですね、お話をしておくということも決めております。

こういった観点からですね、有料事業についてもですね、この4点に合致するものであれば、この認可をしていってですね、そして、公民館の利用につきましては、社会教育法の第23条から逸脱しない範囲で柔軟に対応し、たくさんの人に利用してもらえるように配慮したいと思っております。以上でございます。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

まず、大白公園の整備についてを町長に再質問いたします。

実際の話ね、私、大白公園の問題につきましてね、ショックを受けたんです。答弁的にね、今いろいろの経緯を聞かせていただいて、私たちがですね、旧海山町時代からスポーツ公園化したいと言ってきた。そやけど今の説明を聞きますと、そのスポーツ公園化も駄目やと、それから計画案についても駄目になったというふうを感じたんですけど、本当にこれはもう議論の余地もないのか、もう一度お聞かせください。

議長

町長。

奥山始郎町長

県の再評価委員会の考え方、このレク都市公園のあり方等を勘案した、委員会の意見を尊重するというのが、県当局の姿勢だと思っております。完全に100%駄目なんだということは、どんなものでもどうかなと思う部分があって、地元の人たちのご意見というのもですね、少しは組み入れていただくということに対する努力は続けていくべきではないかと、こ

のように考えています。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

すべては駄目ではないとおっしゃるんですけどもね。今の答弁聞くとですね、基本的な部分はどうも私難しいんじゃないかなという感じをいたしました。私、紀北町になってからですね、同僚議員と町長のところへ行かれたのを覚えていらっしゃいますか。

だから、その16年当時に出た計画ですね、それが駄目になったと、それで駄目になったけど私としては再検討の余地があると思っていたんです。もっとねそれに近いもの。だから私今日の質問だったんです。しかし、今の答弁を聞くと、それがもう頭から打ち消されたような雰囲気を感じました。私の勉強不足、努力不足ということもあるんですが、知らなかったということまでできてしまっているのが、町長としてもですね、私たちが訪ねてですね、町長にお願いしたわけですから、もう少し説明責任というのですか、もう少し早い段階で伝えていただきたかったと、そのように思うんですが、いかがですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

この地元の方々の検討会の意見が出されてですね、県当局でその意見が検討会の方々に、その経緯を説明されたとは伺っておりますけれども、議員に対して大白公園についての経過とか結果はこうですよということは、申し上げてなかったことは反省しております。今後も、今申し上げた趣旨に準じてですね、地元の意見が少しでも組み入れられるように、努力をしてみたいと思います。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

本当に何遍もいうようですが、残念なんです。そして県の姿勢にもですね、どうなんかと疑問を感じるぐらいなんです。それで県は地元の意見をですね、取り入れてくれるんじゃないかということも、町長おっしゃったですけど、私としては結局元に戻ってしまった、意見を取り入れてないんじゃないんかと思うんですけど、これやっぱり再評価委員会の力というのは、大変強いんでしょうか、いかがですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

再評価委員会の意見というものは、かなり尊重しておられると受け止めております。

ですから、委員によっていろいろ考え方はあってですね、厳しく言われる方、それからどうしても譲れない方、そういう方も任期のあることでありますし、また再評価委員の方々が変わっていけば、少しはどうかなというふうな希望も持っています。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

私たちはね、それを期待しながら待ったわけですよ。最初の再評価委員会ではねられて、だから私たち再評価委員会が変われば、メンバーが変われば何とかなるんじゃないかと思っていたのが、今日の答弁なんです。だからね、私の言いたいのはその再評価委員会のメンバーが変わったからどうこうなる時期なのか、問題なのかということをお聞かせください。

議長

町長。

奥山始郎町長

私の言い方もちょっと不備なところがありまして、再評価委員会の姿勢は決定しております。だから私は委員会が変わればということは、それはちょっと間違いとして受け止めてください。

ですから、最初も言いましたように、地元の意見というものがありますんで、これを諦めずに少しでもですね、組み入れていただけるような要望を続けたいと思います。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

意見を取り入れていただく、答弁がね、もう駄目ですよと言っているわけですよ、ほぼね。だから私はもうどうなのかと、意見を取り入れられるものなら、19年度事業評価審査委員会、おっしゃいましたね今、答弁の中で。そのときにね、どうやって紀北町として変わったのか。その評価委員会にどういう提案をなされたのか、いかがですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

基本的にはですね、第三者機関であるんで、町としてはその会議に参加できないけども、担当部に対してはですね、依然として、町としてはこういう要望持ってますということは申し上げてます。常に申し上げております。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

そういう要望していただいたと、その事実はね、私も認めさせていただきたいと思うんですが、今の答弁からすると、どうもそこら辺が不確かというのですか、基本的に19年度のその審査会で今答弁が、お花見広場、芝生広場、野外学習広場の整備を行うという答弁なさいましたね、19年の事業評価審査委員会で。私、ここに旧海山町時代にいただいたこの資料もあるんですよ。その中でね説明受けたのはキッズファームということで、当初の計画があったんです。

それでですね、今回その19年度の事業は一応審査委員会で決まったことと、その最初、旧海山町時代ですね、図面とどこかその辺に違いが出てきたんでしょうか。課長でもいいですよ、これは。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。議員がどのような資料を持たれているかということでございますけども、お手元に議員が持たれておりますのは、おそらく平成13年度に県が作成された基本計画の見直し案、それとですね、さらに平成15年ないし17年ですね、旧海山町の住民の方が参加された基本計画の変更案だと私は理解しておるんでございますけども、まずですね、基本的には県が13年に作成した基本計画、これに基づきまして事業が動いておるわけでございます。

その後ですね、まずこの県の再評価でございますけども、5年ごとに再評価見直しがされるということで、まずですね、さきほど町長が答弁されましたけども、平成10年度、これが第1回目でございます。続きまして第2回目は平成14年の再評価の中でですね、県が基本的にその平成13年の基本計画を評価委員会としては了承するがですね、自然環境に配慮すること、また地元の意見を聞くことという付帯意見が付けられております。それに基づきまして

今、議員が手元に持たれております基本計画の変更案についてですね、平成17年度までに地元の方に入っていただいてまとめ上げたというものでございます。

これにつきましては、県の再評価がですね、本来なら5年ごとに行われるものでございますので、14年のあとは19年でございます。ただ、この変更案に変えることができないかということですね、平成17年に臨時的に再評価に諮ったわけでございます。

したがって、この変更案がですね、この17年の臨時の再評価において委員の方に本来の事業目的と違うのではないかと、と言いますのは、その13年の計画と比較しまして違うのではないかというような意見が出されてきてですね、結果的にこういう事業では再評価委員会としては事業計画は了承できないという委員の方の意見がございまして、県がこの計画案について取り下げたということございまして、この計画案につきましては、結果的に廃案になったということでございます。以上です。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

今の課長、聞くと、やっぱり最初答弁聞いたように、やっぱりこう難しいということですね。ちょっと角度変えます。もうやりなさいとかそういうことの繰り返しはあんまり好きではないので。確認的になるんですけども、最後のほうの現行の整備計画を進める中で、住民の皆さんの要望に添うことができるようとおっしゃったということは、今の課長の話からすると、キッズファームというコンセプトの中での変更を住民の意見を聞くということですか。それで抜本的な計画については、なかなかいらいることができないということではないでしょうかね。

これは町長。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員はこれ持っておられますね。この中で道路に近い芝生広場とお花見広場ありますね。この部分については地元の要望も担当部では聞いてますんで、正規のものではないかも知れませんが、スポーツができるような空間ができる可能性があるかと認識しております。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

基本的にはですね、さきほど言われたようにやっぱり芝生広場や、お花見広場ができてしまうということですね。その中で平らにしてスポーツができるとか、そういう形も取り入れていくという、地元の皆さんのね意見も聞いていくということなんですね。それはここのまですておきます。

それで、第1次総合計画の中にですね、この臨海公園の促進ということ書いてあって、社会情勢の変化に対応するため現状把握やソフトプログラムを検討するとともに、それに合わせた施設の基盤や整備計画により、利用者のニーズに合った公園整備の促進に努めますとあるんですね。私の個人的な見解ですと、本当に単なる公園なんですね。何だかんだと、何かやりたいというか、コンセプトというか、そのものが私にはあまり見えてこないんです。この公園のこと、今でもさきほども言ったように遊歩道、芝生、そういったものだけであって、やはり地元の間も使い勝手のいい、そういう施設を私は期待していたわけです。議員になってからずっと大白公園見ながら。

しかし、この総合計画にも載っているにもかかわらず、こういう計画になったと、町長これについて、総合計画の整合性について、どう考えますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

その総合計画は長期のまちづくりの展望をそこへ書いたものでございますけども、この熊野灘レク都市公園につきましてはですね、特に県の考え方が非常に大きな発言力を持っております。しかも、土地も県有地であります。そういうこともありまして、町といたしましては、これについて住民の要望を伝えていってですね、お願いするというのが1つの形になっておりますので、できるだけ我々が至った計画の実現に努めますけれども、そうならない場合もあるとご理解をいただきたいと思っております。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

十分、県営の工事であるということも認識しておりますので、その辺についてはよくわかります。ただね、お花見広場さきほど言われた。芝生広場言われた。野外学習も言われた。それこそそういうことをですね、私の持っている最初の野草地とか収穫園、ここのスペース

が空いてくるわけです。今後についてね、このスペースについては、今後町としても議論できていくのかどうなのか。

例えば、この熊野灘の公園整備という観点からはたとえ無理にしても、この空いたスペースというのはね、今後、町としてこの県等に要望しながら、少しでもその地元なり、地域の人間が使いやすい、そういう施設をつくっていくようなことが可能なのかどうか、最後にお聞かせください。

議長

町長。

奥山始郎町長

ご質問のところ野草園と収穫園がありますね。ここは19年度の評価委員会で外れています。ですから、県の当局としてはですね、これを今後別な形で町の住民の要望も組み入れた、何かをやってくれそうな、そんな、そこまで言えないかな、まるっきりゼロとは言えなくて、今後含みをもった部分として受け止めています。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

淡い期待をですね私はしますけど、町行政としては積極的にこれ取り組んでいただきたいのですよ。さきほども言ったように、こういうインフラ的な資源ですね、紀北町単独でどんどんやっていくというのが、大変難しいんですね、町長財政的に。ですから、こういった部分のですね、せっかく県が土地も持っていておる。だからそこに対して地元の意見をどんどんおっしゃっていただいて、やっぱり皆さんの意見も聞いていただいて、私グラウンドばかりよく言いますが、そのグラウンド以外でも何でもいいんですよ。だから町行政として、町の住民が何に使いたいかをですね十分検討したうえで、この残りの残余地というのですか、これ今計画から漏れているところをですね、十分と検討していただきたいということで、大白公園につきましてはですね、終了させていただきます。

それと、教育委員会のほうなんですけど、今、教育長から答弁いただいたように、今年の4月から新たな基準が作成されて、町民の皆さんが使いやすくなったということで、私としては本当に有り難いことだと思いますし、この基準をつくることによって、両区の差というものもなくなってくると思います。ですから、教育委員会とか、その公民館の審議会もございますし、そういうところでいろいろと十分と揉んでいただきたいと思います。

それとですね、入場料金の設定の問題なんですけど、このもっぱら営利ではないと、純粹に文化振興、芸術振興、社会福祉、そういった観点であれば、その運営経費をね、もう公民館借りれば金要るし、講師呼べばお金も要るし、別に芸能的なものじゃなしに、文化的な講師も呼びたいと、そうなったときの運営経費というものはですね、入場料に転化していいのかということをおしご判断お願いします。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

この事業計画を出していただくときにですね、その辺のところを説明していただいて、もちろん運営のために要する費用であっても、それを経費として認められるということであればいいのではないのでしょうか。そういったものも差し引いて最終的に利益が出る。あるいは欠損だという形で、その次の相談に入るとしますので、計画書を出すときにですね、その辺を十分説明していただいて、やっていきたいと思えます。

ただですね、是非ご理解いただきたいのは、公民館の性格上、例えば呼ぶ対象がですね、非常に高度なものであって、経費が1人当たり5,000円なり、6,000円なりという額になってしまうと、利益を見なくても、そういった場合どうかという点がありますが、これは公民館というのはすべての町民が利用できるということが前提でございますので、その辺の上限についてはですね、やはり妥当な線というのがあるかと思えます。

ですから、そういった点も含めて計画書を出してもらったときに、話をさせていただいて、納得いく上でですね、できるだけ自主事業について認めていきたいと思っております。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

結構なことだと思いますし、おそらくそんな高額な経費のかかるもの恐くてね、町民の方は実施できないと思えますよ。おそらく公民館事業であまり利益でるとはね、私思わないんです。たとえどういふ、こういう音楽聞かしたい、こういう講師の先生のいいお話聞かしたいと思ってもね、そんなに利益が出るとは思いません。

逆にね、さきほど教育長言われたように文化振興、そういったもの20条の目的に則ればね、いいということであれば、別に赤字が出ればチャリティという形でね、どうしても寄付しなければならぬという問題ではないんですよね。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

事業計画の中にですね、チャリティを条件とするということとはございません。あくまでも、もしその結果利益が出れば、それについてはですね、そういう社会奉仕のほうへお願いしたいと、公民館の性格上、そういうことでございます。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

いろいろ私の考え方とちょっと合致してきましたんで、納得できてきたところであります。こういう寄付の場合もですね、できたら私はやはり公民館という性格上、寄付するんならいろいろ問題じゃなしに、文化振興とかね、そういったものにできれば受託というか、受けるときにやっぱりそういうお話もしていただいてね、もし利益でたら、今後、そういった方向に使っていききたいというふうにするのも1つの考えではないかと、私は思います。

それで、細かいこといろいろお話させていただいたんですけど、基準というものができて、しかし、これしっかりとこう相手に対して説明して了解していただかんと、お金の絡む問題ですのね、後々問題となると大変な問題になると思うんで、しつこいように少し質問させていただきました。

それとですね、町長に少しだけ聞きたいと思います。今、行政がですねいろいろなものを提供できるような時代じゃないとなってきました。文化的な予算もですね、私、18年のときは言ったんですけど予算大分少なくなってきて、ですから知恵を絞って採算性も考えて、住民の力を生かすことのできる公民館の活用方法を見出すように努力してほしいということですね、その続きがこの18年であり、今回なんですよ。町長としては、こういったものの考え方についてね、どのような考え方持っているか、少しお聞かせ願います。

議長

町長。

奥山始郎町長

公民館の施設そのものがですね、文化・教育・芸術の振興に役立てていただきたいものであってですね、あくまでも町民主体の活用が望ましいと思っておりますんで、町民の皆様のご活動に寄与する使い勝手のいい公民館であるように、知恵を絞っていかないといけな

いなと思っております。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

これまでですね、私たち海山区の場合、特にそうだったんです。自主文化的な事業をしてほしいというときは、教育委員会にお願いして、教育委員会で受け入れてもらう。そういうふうな手段しかなかったわけですね。これからですね、住民が動いて知恵を絞って、自らがそういう事業も立ち上げることができる。道が1つできたように思います。これがやっぱり協働というものであって、住民参加のまちづくりにつながってくると私は思います。

ですから、町長にあえてふったのはですね、公民館事業だけではなく、町民の皆さんにね、こういった法や規則に則ったうえでですけど、今、正に町長が言われた使い勝手のよい行政、そういうものをですね、十分考えたうえで今後の行政運営をやっていただきたいと、そのように考えております。この意見を添えて私の質問終了とさせていただきます。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

これで尾上壽一君の質問を終わります。

議長

ここで11時10分まで暫時休憩いたします。

(午前 10時 56分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 10分)

議長

次に、18番 垣内唯好君の発言を許します。

18番 垣内唯好議員

平成20年9月議会の一般質問を行います。

自然と共生して皆が集う明るく、にぎやかな町というのが、当紀北町のキャッチフレーズらしいですが、これでは言葉が綺麗に踊っているだけで具体的な戦略が見えません。私の地元紀伊長島区では、ここ2ヵ月ぐらいの間にホテルが閉館し、弁当屋さんが閉まり、焼肉屋さんが他所へ引っ越し、ガソリンスタンド2店舗が店を閉めました。町民から我々町会議員の顔を見ると必ず言うことがあります。「このまま人が減って景気が悪く、年寄りばかりの町になっていくのを黙って見ているのか、やる気があるのか、あんたらはブラブラしていても給料が付いているのでいいが、一般の人は本当に大変なんだ」これを言われると一言もありません。

確かに、当町では大部分の人が地元企業に勤めています。このまま自営業者の廃業が増えるとますます町民の生活が苦しくなります。そうすると若い人がますます働く場所がないと都会へ出ていきます。日本中どこの田舎に行っても過疎だと言う人がいますが、何も手を打たないで2万人が1万5,000人に人口が減るのを見ているのも、少し寂しく思います。5年後に高速道路ができて観光客がどんどんやってくるとは思えません。この辺で町長がやる気を見せて産業振興、特に新規事業に取り組む気持ちがないか、お聞きします。

先日も町長から、合併時146億円の借金が来年3月末で124～125億円、基金も10億円から約18億円に増やしたと聞きました。町長はじめ執行部職員のご努力の賜と思います。これには敬意を表します。ただ、借金を減らして基金を増やすのも一番大事ですが、次に町内に働く場所をつくることも大事なことだと考えます。

本年度から学校の耐震化で国の補助金3分の2を使って、3年間の間に各学校の耐震化に取り組まなければならないので、いろいろ出費も多いと思いますが、何もお金を使えと言っているわけではありません。少ないお金で知恵を出して大学の先生に相談したり、意欲を見せて国や県にお願いしなければならないこともあると思いますが、要は町長が町民に対して少しでも人口の減を止める産業振興を図る、新規事業に取り組むという姿勢を見せることだと

思います。町長が今考えていることを具体的に聞かせてください。あとは自席にて質問します。

議長

町長。

奥山始郎町長

垣内議員のご質問にお答えいたします。

地方産業の状況を見ると第1次、第2次、第3次産業ともに低迷する消費傾向の中、中小・小規模企業者には依然として厳しい状況が続いております。また最近では原油、原材料価格の高騰が企業経営を大きく圧迫しており、価格転化が困難な事業者に深刻な打撃を与えています。議員のご指摘の第3次産業に携わる小規模事業者の実態は、地域、業種間の格差が解消されず、多くの事業者は景気回復に乏しいと感じているのが実感であり、地域経済の基礎を担う小規模事業者は、産業構造、消費構造の変化への多くの課題への取り組みが求められています。

このような状況下、本町におきましても持続した経済成長を図るために、経済環境を認識し、地域事業者の健全な成長発展を目指し、小規模事業者の地域支援に商工会関連団体とともに取り組んでおります。商工会が行っている飲食店業務市場へのブランド拡張を目指す先進的ブランド育成支援は、地元複数の水産加工業者、食品販売業者、作り手と売り手がスクラムを組み、地場産品である干物のさらなる普及を図っています。

また、東紀州広域連合内の連携を図りながら、各地区の地域性を活かした全国規模のマーケットをねらった新事業の小規模事業者新事業全国展開支援事業や、農商工連携で、会社設立に向けて指導及び支援を行うやる気のある小規模事業者への事業展開を推進しています。また東紀州観光まちづくり公社とともに、町内の主な事業所を回り、会社の現状とこれからの事業展開を把握するため会社訪問を行ったり、三重県等との取り組みを活用して、新規事業者の育成を推進しています。

町といたしましても、地元業者との連携を密にし、ともに事業展開を考え、18年度・19年度と年末港市や渡利牡蠣祭りなどの支援を行ってまいりました。引き続き関係団体などと連携し、支援を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。以上です。

議長

垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

最初にちょっと町長にお聞きしたいんですけども、町長、副町長、収入役というその執行部の方ですね、町内をたまには回るといえることはないですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

どここの事業所へ出向いて、状況を聞くということはありませんけれども、この町に住んでいる以上ですね、事情が日々伝わってまいりますし、例えば議員がおっしゃった最初の焼肉店、ガソリンスタンドの閉店等は見えております。

議長

垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

私考えたんですけど、是非ね町長、副町長、収入役の3人の方がその普段着でですね、飛び込みで、きちんとした格好で行くというのは一般の人は緊張してさね、生の声が聞けんもんで、是非一度をそれをやってほしいんですけども。普段着でブラッとその職場なり、町民のおるところへ行ってさね、いろんな話をやっぱり生の声を聞くということが大事じゃないかと思うんですけどもね。

役場の中なりいろんな会議をしても、ほとんど同じ顔ぶれの人が出てきてさね、優等生的な決まりきった発言しかないというような気もしますもんで、是非それを一度、普段着でブラッと行ってさね、いろんな話を事業主にしても働く人にしてもさね、町におる町民の方に対して一度そういうこともやってみたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、どうですか、そのところは。

議長

町長。

奥山始郎町長

ご意見として議員のご提案をよく受け止めておきます。

議長

垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

2、3日前ですね、住民課へ行ってこれ人口の動向をこれよっとお聞きしてきたんですけ

ども、平成17年の10月ですか、合併したときは2万800人おったのが、大体1年間に400人減っておるんですわ。そうすると大体400人の人口というと、古里と道瀬と合わせたぐらいなんですわ。古里で戸数で約80戸、道瀬で60戸、それで現在で400ちょっとですわ。そうすると1年間に道瀬と古里の部落が1つずつ消えていくということはさね、これ大変なことやと思うて、そうするとどういうことが起こるかと言うと、地元相手にしておる商売人の人がどうしても廃業が増えてきますわ。その割合で、新聞屋さんとか牛乳屋さんとか弁当屋さんとかね、そういうその地元の人を相手にしておるのが確実に減ってきますわ、このままでいくと。

そうすると、もうやはり1万5,000～6,000人、あと7、8年経ったら、7年ですね、今から7年か、それから10年になったら絶対1万6,000人、1万5,000～6,000人ですね、紀北町で。そうするとこのまま放っておいて、どこでも一緒やということで、このまま放っていくというのもちょっとどうかなと思うんですけどもね。そのこのところはどうか。町長、その毎年400人ずつ道瀬と古里、毎年2つの部落が消えていくという認識はどうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

これはですね、大変当町にとって由々しき問題であってですね、私もいつもその人口減少、それから経済力、産業力の低下、それから若者定住ができない。そのような地域の問題は十分認識しております。これを今の日本全国の傾向だと言って、それを諦めるわけにはまいりませんので、そのことについては努力をしているところです。

議長

垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

400人というのが本当にこれ、1年間で400人というのが大変な数字やと私はえらい危機感を感じたんですけどもね、それじゃまず具体的にどうしたらええかということも、いろいろ考えたんですけども、企画課の中に若い人を中心に創造何とかという何かチームかあると聞いたんですけども、どのようなことですか、それをちょっとお聞きしたいんです。

議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。議員さんご指摘の若者の会というのは、きほく創造塾のことだというふうに思っております。きほく創造塾につきましては、役場の各課の若い職員を中心に、選抜というか自分と申し込んだ方もおりますけども、推薦も含めて約15名程度の職員で組織をしております。

その目的でございますが、きほく創造塾の目的としてはですね、やはり本町の魅力の再認識とか、行政の現場で第一線で活躍する職員の熱意ある自発的な組織ということで、さまざまなことを検討していただくということで、進めていただいております。

今年、今やっておるのを少し申し上げますと、集まりの中で町としてほかへ発信するための何かキャラクターとか、いろんなテーマとかがないかということで今、検討を進めていただいております。以上でございます。

議長

垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

その創造塾というのも、私もちょっと前に聞いたような気がするような感じがして、どういものかちょっと知らなんだんですが、今お聞きしてわかりましたけども、その新規事業というてもさね、そんな簡単なものじゃないというのはわかりますけども、大体30代、40代ぐらいの職員の方7、8人から10人ぐらいまでで、そういうチームをこさえてさね、やっぱり半年から1年かけて何か、ここに合う事業がないかということの研究するということはどうですかね。30代、40代の職員の方になると、いろんな世間のこともわかってきて、いろんな人にも相談できると思うんですけども、そういうところの考えはないですか、町長。

議長

町長。

奥山始郎町長

これはですね、役場内でいろんな課題については産業振興・企画課を中心にして議論はしておりますけれども、結局、つまるところは議員がおっしゃる事業の創造についても、1つのブロックとして入ってまいります。そんな中でですね、担当が中心とした一番新しい情報はないか、それからこの地域に合った事業はないかということは、常に検討しておるわけなんですわ。

ですから、よく関係団体ともよく連携をしながらですね、地元の最初議員がおっしゃったような事業者の意見も組み入れながらですね、この地域に合った事業展開はどうだろうかと

いうことも勉強してまいりたいと思っております。

議長

垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

さきほど町長、副町長、収入役の執行部の方に普段着で行ってほしいって、私言うたんですけどもね、町内で自営業者の人の話を聞きますと、やっぱり後継者の方に結婚相手がないとか、長男、次男に嫁さんがいないとか、もう40過ぎておるけどないとか、誰か嫁さんおらんか、そういう話をよく聞くんですわ。

確かに、最近自営業者の息子さんは独身の方が多いんですわ。そういうことも町もある程度さね考えてみるというのも、やっぱりこれもさきほど言わせてもうたように、普段着で飛び込みでブラブラとその町を執行部の方が歩いてみてさね、結局その生の声を聞くという、今町長がいろいろ関係各課でいろいろやっているとおっしゃいましたけども、やっぱり具体的にやらんことにはさね、この400人の減、道瀬と古里の部落が2つ毎年消えていくというのが、止められんと思うんですわ。それをまず止めるには、まず具体的にやらんことにはいかなのやないんかなと思うんですけど、その一度副町長、ちょっとそこのところ答弁お願いしますわ。

議長

副町長。

紀平勉副町長

今、議員のほうからですね、普段着で地元の方と意見交換したらどうだという話を承りました。大変いいことだと思います。それで私もですね、まだこちらにまいりまして5ヵ月余りなんですけども、普段着でスーパー買い物行ったりですね、それで紀伊長島のどこへフラッと入ったり、あるいは民宿の女将さんとお話したり、あるいは農業経営者の方といろんなお話をする機会がありました。

そこで皆さんおっしゃるのは、やっぱり人口が少なくなって経営が厳しいというお話もされますけども、それよりもですね、私印象に残っているのは、皆さんそれぞれ夢とかですね、熱い思いを持ってみえます。何々をしたいとか、自分はこういうことをしたいんだということで、いろいろアピールをされたりですね、自分たちで何とかしたいんだとこの町をと。熱い思いを皆さん持ってみえます。だから、私はそんな熱い思いを支援できたらなというふうには個人的には思っております。

ですから、そういった皆さんそれぞれ熱い思いを持ってみえますので、それを具体的に進めていく中で、役場としてお手伝いできることがあればですね、支援はしていきたいと思えます。

それと、さきほど人口減少の話がされました。これも紀北町に限らずですね、日本全国の中で人口減は進んでおります。この人口減を止めるその即効薬というのは多分ないと思うんですね。例えば風邪を引いたときに人間は風邪を治すために薬を飲みますね。それが対症療法で、風邪を引かない体をつくるが漢方薬あるいは乾布摩擦とか体操なんかをして風邪を引かない体をつくると、ですから、この人口減とか産業振興につきましてもですね、私はこの2つのアプローチがあるのかなと思っています。そして今やっているのが、その対症療法ですね、いろいろ支援資金とか、あるいは国の事業、県の事業を使って事業とか新規事業を支援しておる。風邪薬、対症療法ですね。

それとあともう1つ、垣内議員おっしゃったように、どうしたらこの町が元気になるか、これは漢方薬みたいなものですので、今日明日、あるいは1年、2年では成果は出ないかわかりませんが、10年先振り返ってみて、やっぱりあのときの施策が良かったんだなという、こういう施策も打っていきなというふうに、町長、努力をしておりますので、2つの面で取り組んでいっておりますので、長い目で見ていただければよろしいかと思えます。

議員ご提案のですね、地元を回りという話につきましては、十分受け止めさせていただきたいし、努力をしていきたいと思えます。

議長

垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

そういう副町長は普段着で買い物なり、いろいろ行ってみえるということで、よくわかりました。ただ、その10年、15年後ということになると、ちょっと間に合わんのではないかなというような気がするんですけどもね、私もいろいろ若いときから商売やってきて、失敗のほうが多かったんですけども、やっぱり失敗を恐れておっては何もできんもんで、是非さきほど私は言わせてもうたように30代、40代ぐらいのさね職員の方、あんまり多うても話がまとまらんので、7～8人、10人ぐらいまででそういうチームをつくっていただいて、まず市場調査なり研究なりさね、そういうようなことも一度考えてほしいと思うんですけども、どうですか町長、そここのところは。

議長

町長。

奥山始郎町長

さきほども答えたようにですね、担当課でそのことを十分認識して勉強してまいります。

議長

垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

それじゃそういうことで、このまま見ておると、確実に今から7年後には、1万5,000～6,000人、2万800人が1万5,000～6,000人になってくということできね、各紀伊長島町と海山町が合併したやつが、やっぱり1つの町に、せっかく2つが一緒になっても、1つの町になっていくようなことになりますもんで、具体的にいろいろと動いてみゃんことにはさね、ええ方向にはいかんと思いますもんで、そこのところひとつ要望して私の質問終わります。

議長

これで垣内唯好君の質問を終わります。

次に、7番 玉津充君の発言を許します。

7番 玉津充議員

7番 玉津充、平成20年度9月議会の一般質問を行います。

今回は、まもなく就任後3年を迎える紀北町初代町長であられる奥山町長の町政の業績と、今後の進め方について、もう1つ、熊野灘臨海公園管理運営についてお伺いします。

まず、奥山町政についてであります。質問の目的は奥山町長の任期が残り1年少しとなってきております。これから来年に向けまして町民の皆さんが行政についての奥山町長の力量を知りたいというニーズに応えるものであります。それでは質問に入ります。

3年前、新町誕生による新たな時代の幕開けと叫ばれ、公約された政策課題について、3年間の成果及び残された課題等、どのように評価し、今後どう進めるのかお伺いしたい。奥山町長の公約は、これに示されておる公約のことを言っております。これによりますと、基本姿勢を、喜びほほえみ賑わう町を、誠意を持って局面に当たる。均衡ある郷土の発展とし、融和と協調性の醸成、安心安全の町づくり、産業商工振興、福祉の充実、文化と教育の振興、行政改革の推進の6項目をスローガンに、老人ホーム増改築など15項目の政策課題を上げられました。それぞれの取り組み状況と結果、評価、今後の進め方についてお答えいただきたい。

次に、熊野灘臨海公園の管理運営についてであります。質問の目的は、この業務に携わっている町民の方々や地元業者の安定した雇用を確保するためであります。それでは質問に入ります。

紀北町は、三重県営都市公園熊野灘臨海公園にかかる指定管理者として、年額 5,700万円の委託金を受けまして、管理運営を行っております。今年度が契約期間満了となるので、県は21年度以降4年間の指定管理者を公募しています。前は2年契約で、公募には紀北町しか応募がなかったものですから問題なく受注ができました。しかし、今回の公募には県外の業者も応募を検討しており、競合となる見込みであることと、指定管理料が年額 5,133万円と現行より約10%、567万円減額となる厳しい条件が付けられております。

この事業につきまして、次のことをお伺いします。1つ、委託されている事業の内容について、2つ、事業に参加する業者や団体及び人員について、3つ、事業会計の内容について、4つ、受託することによるメリット・デメリットについて、5つ、今後21年度以降の町の進め方の方針について、以上であります。以降の質問は自席にて行います。

議長

町長。

奥山始郎町長

玉津議員のご質問にお答えいたします。

私が町長に就任してからの業績と今後についてであります。約3年前、紀北町の町長選挙に立候補いたしました際、6つのスローガンと、それに基づいた15項目の政策課題をあげて新町の町長に就任いたしました。しかしながら、議員のご存じのとおり、合併しても紀北町の財政は県下でも最下位に匹敵するほど大変厳しいものがあり、なかなか町民の皆様にご満足いただけるような町政にはなっていないものと認識しております。

そのような状況のもと、旧両町の融和と協調性の醸成を図りながら、将来、喜びほほえみ賑わう町を築いていくためには、まず財政状況を早急に立て直すことが、自分に課せられた使命と考え、平成18年6月には行財政改革大綱を策定し、議員や町民の皆様のご理解をいたしながら、スローガンの1つであった行財政改革の推進を最優先に町政に取り組んでまいりました。

おかげをもちまして、さまざまな財政数値、基金残高、町の借金である公債費残高は、合併当時に比べかなり良くなったものの、地域社会を取り巻く環境はますます厳しくなることが予想されますので、今後も引き続き行財政改革を推進し、財政の健全化を図りたいと考え

ております。またこれらは、現在着工されております近畿自動車道紀勢線が完成した際に、紀北町が飛躍するための布石であり、将来、紀北町が大きく発展するためであると考えておりますし、厳しい財政の中ではありますが、いつ起きてもおかしくない東南海地震等に備えるための対策や、教育施設の耐震化も含めた充実、産業振興等必要な施策については順次取り組んでまいりたいと考えております。

それから政策課題についてですね、15項目については自席でよろしい、答弁させていただきます。

次に、熊野灘臨海公園の管理運営についてのご質問にお答えします。熊野灘臨海公園の運営管理につきましては、平成15年度までは三重県が直接維持管理を行ってまいりました。平成16年度から平成17年度の2年間は、旧紀伊長島町と旧海山町がそれぞれ県から委託を受け維持管理を行いました。現在、平成18年度から平成20年度の3ヵ年につきましては、紀北町が三重県から指定管理者の指定を受け、運営管理を行っています。

ご質問の1点目から4点目の委託されている事業内容、事業に参加している業者や団体及び人員、事業計画内容、受託のメリット・デメリットにつきましては、担当課長より答弁させていただきます。よろしいですか。

ご質問の5点目の指定管理期間満了後、つまり平成21年度以降の進め方でございますが、現在、三重県は平成21年度4月から平成25年3月末までの4年間の指定管理者の募集を行っています。これの申請受付期間は9月29日から10月2日までとなっております。9月17日には現地説明会が開催されました。このため担当課において指定管理者募集要領書を取り寄せまして、説明会へ参加したところでございます。

今回の募集要領では、現行の指定管理業務と比較いたしますと、指定管理料の減額や、これまで対象でなかった公園施設、オートキャンプ場、つまりオートキャンプ場県営プール、県営体育館、海水浴場などの管理許可申請が義務付けられているなど、多くの変更点がございます。

このような中、紀北町が指定管理者となって熊野灘臨海公園の管理運営を継続していくことは、行政としてはメリットが少なく、リスクのほうが大きいのではないかと考えます。やはり公の施設の管理については、指定管理者制度の目的である多様化する住民ニーズに効果的、かつ効率的に対応するために民間の能力を活用して、住民サービスの向上を図るとともに、行政経費の削減を図ることが肝要であると考えますので、今回、熊野灘臨海公園の指定管理者への応募については控えたいと考えています。以上でございます。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

それでは、議員ご質問の1点目から4点目について、私のほうから答弁させていただきます。まず1点目の委託されている事業内容でございますが、つまり指定管理者が行う業務でございます。1つ公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務、2. 公園の利用者の案内に関する業務、3. 公園の利用を禁止し、または制限することに関する業務、4. 公園の利用者の促進に関する業務、5. その他公園の管理上必要な業務、この5項目が主な業務でございます。

続きまして、2点目の事業に参加している業者や団体及び人員についてのご質問でございますけれども、まず海山区大白地区の公園の管理でございますけれども、大白地区公園管理業務といたしまして、芝生の刈り込み、庭木の剪定、園内の清掃等の業務がございます。これにつきましては海山元気の会の方にやっていただいております、19年度の実績でございますけれども、委託金額が558万4,000円でございます。これに参加している人員の方は20名でございます。

その他大白公園内の巡視、海岸トイレ等の清掃につきましては、紀北町シルバー人材センターをお願いしております、委託金額は234万5,700円でございます。これにつきましては2名の方でチームを組んでいただきまして、週1回、また夏場については随時トイレの清掃を行ったり、園内の巡視を行っていただくものでございます。その他大白公園のテニスコートのトイレの清掃につきましては、紀北広域連合紀北作業所をお願いいたしております、これの委託金額は年間21万4,800円でございます。その他海山区では浄化槽の保守点検等につきましては、町の許可業者に委託をいたしております。

次に、紀伊長島区でございますけれども、城ノ浜、片上、三浦地区につきましてはの業務でございます。まず城ノ浜、片上、三浦区の公園管理業務といたしまして、園地の草刈り、花壇の除草、海岸の清掃につきましては、紀伊長島区連合自治会をお願いをいたしております。これの委託金額は386万5,000円でございます。これに参加している人員につきましては、約50名の方が参加していただいております。その他の業務でございますけれども、公園の清掃管理、また樹木の剪定等につきましては民間の造園業者、また建設業者等に委託をいたしております。さらに浄化槽の保守点検清掃につきましては、紀伊長島区にございます許可業者について委託をいたしております。これらの委託業務を合計いたしまして、昨年度の実績で

ございますけども、2,940万円ほどの委託を行っております。

次に、質問3点目の事業会計内容でございますけども、これにつきましては議員が資料要求をされましたので、お手元に配付させていただいておりますのでございます。まずこれはですね、左の上から共済費、人件費、需用費、役務費、委託料等記載したものでございまして、それぞれ金額につきましては右の欄に合計してございます。これらを合わせましたすべてが県から指定管理料としていただいております5,700万円の内訳でございます。

次に、4点目の受託のメリット・デメリットについてでございますけども、まずメリットについてでございますけども、紀北町が指定管理者となった場合、行政としては基本的にはメリットは少ないものと考えております。ただ強いて言えばですね、町からさきほどのような業務の雇用の場か設けることができるというように考えております。ただ、民間の場合でございますけども、施設の整備に対する投資が不要であるとかですね、また新たな別途付帯業務が受託できるケースがあるというように考えております。

次に、デメリットでございますけども、公的な施設でございますので、業務の範囲とか内容に制限がございまして、利益を追求すると、利益追求主義的な運営ができないということが1点ございます。

次に、管理運営上の責任によりまして事故が発生した場合、損害賠償等の責任対応が困難になってくるということでございまして、これにつきましては安全配慮義務のリスクだとか、衛生管理上のリスク、また施設の火災事故等が発生した場合のリスク、また個人情報等の漏洩リスク等があるのではないかと考えます。以上でございます。

議長

町長。

奥山始郎町長

15項目ありますね。はい。老人ホーム増改築についてですね、現在はこれ調査をしております。行政のほうで調査しておりまして、年度内にはその方向性をお示ししたいと考えております。

それから、町営住宅の建設につきましては、必要があると認めたときには、これを総合的な判断をして決めていきたいと思っております。

次に3番目、子どもたちやお年寄りにやさしい施策については、これは福祉行政の基本的な姿勢であってですね、これはいろんな面で保育所についても子どもたちの豊かな情操を育てる第一段階として、民間保育所の運営や障害児の保育事業の推進のための助成をやってお

りました。あるいは子育ての支援策として、ミニファミリーサポートセンターや、子育て支援センターへの助成をやっております。

4番、高齢者・障害者の雇用の推進につきましては、彼らの雇用の機会があれば、とても私は歓迎しておるわけございまして、高齢者雇用については従来からの社協に委託して実施しているシルバー人材センターを核として推進しております。現在の登録者数は男性50名、女性が29名、計79名で、19年度売上実績は1,380万円でございます。

それから障害者雇用についてはですね、尾鷲市と共同で運営している障害者総合相談支援センターの就労支援担当職員が主となってですね、就労希望者に相談や就職先との折衝などの支援を行っております。

また、紀北広域連合においては、紀北作業所、小規模作業所瑠璃が浜において、知的就労の場の確保に努めるとともに、精神障害者の小規模作業所ヒノキの会に対して、県や尾鷲市とともに規模の拡大に伴う補助金の増額や権兵衛の里の清掃業務委託や、マコモダケ栽培の技術指導など、就労の機会の充実に努めておるわけでありまして。

5番としまして、小中学校の整備と老朽校舎の改築につきましては、子どもたちの安全な学習環境は必要だと認識しておりまして、現在、耐震補強だとか改築等に進めておりまして、先般、議員に説明をさせていただいたわけでありまして。

地場産業の推進と新しい流通の開拓は、産業はですね、あくまでも元気になっていただきたい。流通についてはですね、無駄を省いてローコストでですね、より手取りが大きくなるように勘案してまいりたい。

下水道の事業の推進につきましては、この事業は非常に膨大な経費がかかります。目下、合併槽の利用することによってですね、排水処理を対応しておりますが、将来、またいい機会、条件等が整ったらこれを実施したいと考えております。

8番目として、赤羽川河口橋の建設はですね、旧紀伊長島町時代からの抱いた構想でありまして、決してこれを諦めたわけではございません。

大白、三浦間の道路の建設につきましては、この道路は防災、観光、それから生活、産業等に必要と考えておりまして、関係機関に要望を続けてまいりたいと思っております。

それから10番、熊野古道保全と整備、世界遺産を保全し多くの人たちに理解をしていくよう努めていきたいと思っております。

それから地元の古道を守る会のボランティアの方々や教育委員会の方々に大いに協力を願っておるわけでございます。

11番、湿原の自然を活かした開発、馬瀬と古里湿原については湿原に花が咲いてですね、人々を楽しく誘っていく、それからウッドデッキ等を、通路として散策の喜びを持っていただきたいという構想でありまして、これにはなかなか、まだ進捗は至っておりませんが、構想としては温存しております。

12番、防災避難施設の建設と連携ですが、安全安心の施設は、継続して住民生活に必要なものとして認識し、これを推進してまいっております。これも事例はよろしいですか、よろしいですね。

13番、知育、それから徳育、体育、食育、愛育による人間力の向上ということについては、これは私の教育の理念をお示ししておるものでありまして、教育委員会ははじめ関係者にこれを要望してまいりたいと思っております。

14番、古道と観光スポットの連携はですね、町内5つの古道をずっと結んでいくためには、ルート開発とスポットの開発が重要であると思っております。古道魚まち歩観会や交流空間みやまなどの方々も熱心に取り組んでいただいております、大変有り難いと思っております。今後、景観整備やルート化などにも一層力を入れて進めたいと思っております。

それから15番ですが、就農機会やビジネスチャンスを生み出し、若者定住を進めるといことなんですが、農業の必要性はこれは時代と社会的要求であってですね、大きな流れでありまして、大きな要望でありまして、若者に理解を深めていただきたいと、このように考えております。

1つだけ申し上げますと、19年度には小学生を対象にしたみかんの体験学習などを実施しております。以上、簡単でございますが、今の進捗を示したわけでございますが、すべて政策課題として私が認識したものであってですね、条件が整えば適宜実施いたしたいと考えております。評価につきましては自分で評価するのではなく、後年、町民の皆様が厳正な判断を示されることが望ましいと考えておりますので、差し控えさせていただきます。以上です。

議長

玉津議員、質問の途中でございますけども、まだ時間がかかるようでございますので、午後1時まで昼食のため暫時休憩いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長

午後1時まで休憩いたします。

(午後 0時 00分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

町長の答弁聞かせていただきまして、私は正直言うてですね、少し落胆、がっかりしています。と言うものですね、スローガン6つ掲げられた中で、行財政改革の推進、これを重点に実施して、それなりの評価は得たという回答はよくわかったんですが、そのあとの項目とか、それから15件の政策課題、これについてはいわゆるまだ方向性が定まってないとか、必要があるときにはやるとかですね、そういう構想段階だとかいう、そういう回答が多いように見受けられました。

それからですね、もう1つ指摘しておきたいのは、町長はですね評価は他人がするのだというふうにおっしゃられました。これは私はね、仕事の進め方からして絶対間違いやと思います。やはり1つの目標を持ってそれを達成するためのプランを立てて、それから実施する。そしてチェックですね、評価をして、そして今後の進め方を進めていくというのがですね、仕事の基本の姿であります。

町長は、職員の皆さんに常日ごろ企業意識を持つてというようなことを訓示でおっしゃられています。私もまさしくそのとおりやと思います。ただ、そのトップの町長が評価は他人がするんだというような仕事のやり方ではですね、私はこれは大変なことだというふうに感じました。その辺について町長お考えいかがでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

自分が計画して実施したことについてですね、自分が自分を評価するということについては、非常にその個人的な感情等も入ってしかも、高く評価するというのも難しいし、低く評価するというのもまた困難で、客観性をそこで保つのは非常に困難ではないかと思っております。しかも、これは皆様に申し上げる、町民の皆様にこの情報が流れていくんで、ですから、より第三者の方々にですね、客観的に論評していただくのが望ましいのではないかと、そのように考えてます。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

町長の考え方はそういうことなんで、ただ、私はやはり自分もしっかり評価する。そして他人にも評価してもらおうと、この2つのですね、チェックが必要じゃないかというふうに思います。

それから、次の質問なんですが、住民ニーズのアンケートを取ってます。そしてそれに基づいてこの総合計画、これ町長就任されてから18年度末にできたんですかね。これをつくられています。その中で住民ニーズのアンケートで、特に力を入れてほしい施策として、働く場の確保につながる企業誘致や、若者の定住対策、緊急医療の充実というようなことがですね、多く出ております。町長はその3年前に公約した中でですね、さらにこういうふうな問題が住民のニーズとして出てきたと、これに対して町長の方策をですね、修正されたとか、方向転換をされたとか、重点にこういうことをやっておるとかいうようなことがありましたら、お答えください。

議長

町長。

奥山始郎町長

この総合計画の15項目はあとから考えますと、すべて総合計画に入ってますよね。したがって、私はアンケートの結果、特に印象に残っているのは若い人たちの雇用の場をほしがっている。創造してくださいという住民のニーズが残ってます。しかし、特にそれはですね、通常の行政の認識の中で、できたら企業誘致と、それから若者の皆さんが雇用される場をつくっていくことを、行政の1つの重要な要因だと思っております。でありますから、この15項目以外にですね、そういうこといっぱいあるわけなんで、特にそれをどうした、こうしたということではありません。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

私もですね、今回初めてこの町長の政策課題の15項目を見せてもらったんですが、全くわからないことが1つあったもんですから、それについてお聞きしたいんですけど、赤羽川の河口橋の建設という項目があります。これは町長は忘れていないんだというような答弁だったと思うんですけど、この内容はどのような内容なんでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

あれはですね、赤羽川を挟んで旧長島町は、東長島と長島区とに分かれております。基幹産業である水産等の集約した拠点が長島区の前浜にあります。それから今まで県道の整備もやっていただいたけれども、国道42号へつなぐ道路が一方では海野路線を通過つなぐのと、それから赤羽川に沿った町道をつないでいくというのがあってですね、当時から、そうですね水産物移送の大型トラックの交通、それから地区の連携、距離の短さ、それから260号への非常につないでいてですね、より利便性が高いというような問題、それが今までの時代的要望だったわけなんです。

ですから、東長島区とつないでいく、それには赤羽川に橋を架けるということが、非常に叫ばれた時代があったわけです。今、漁獲量が低迷してですね、一部その言葉が少なくなりましたけれども、あったほうがいいと思っておりますし、長年抱えてきた夢でありますので、忘れてないというような表現をさせていただいたわけです。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

紀伊長島の湾岸道路みたいな感覚なんでしょうか。

はい、それではですね、最後に町長にお伺いしたいんですけど、いろいろ3年間やってこられて、まだ手がついてないところとか、構想段階のところとか、これはもう実施中だというようなことたくさんあったと思うんですが、今後ですね、これらの残された課題をやり抜いていくうえで、町長は最後までこれを自らやり遂げようと思っておられるのか。あとはですね、任期がくれば後任者にお任せしてですね、自分の夢を託していこうと思っておられるのか、

その辺感じておられることがありましたら、お答え願います。

議長

町長。

奥山始郎町長

現在の私の思いでは、これは与えられた時間にですね、自分がこうあるべき政策課題として認識したことは、できるところからやっていけばいいなと思っております。以上です。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

次の質問に移ります。臨海公園の件なんですが、まずですね17日、昨日ですね、現地説明会がありまして、参加されたと言ってます。これは担当課長で結構なんですけど、何社みえてましたか。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。紀北町を含めまして5社が参加いたしました。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

そういうことであれば、5社は応募の意思があるということだろうと思われるんで、そして資料を全議員さんに配付してもらっています。その中で、まず3つ伺いたいんですが、1つは人件費のところですね。職員が事務所長が1名と男性職員2名、女子職員3名、合計6名の職員がおられるんですけど、この職員の待遇を教えてください。それが1つ。

それからですね、中ほどの委託料のところには大白公園イベント委託費と、イベント委託費というのがあります。90万円ですね、この内容を教えてください。

それから、あとですね収入はないのかということ、例えば大白のテニスコート使用料とか、そういうのを収入として入っていないのかどうか。その3点をこの資料から伺います。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まず1点目の人件費でございますけれども、この6名につきましては臨時職員としての身分でございます。したがって、その中でですね、日額賃金の者もございまして、パート的な時間賃金の者もございまして、

次に、2点目のイベントの委託費でございますけれども、これにつきましては海山区となっておりますけれども、大白公園で行うイベント、公園のPRに関しましていろいろな企画をしていただきまして、これ主に海山物産ですか、その辺の関係者の方が公園のPRに対しまして、いろいろな企画をしていただきます。その業務についての委託費、細かい内容につきましては、ちょっと今資料がございませんので申し訳ございませんけれども、そういうことでございます。

それと3点目の収入でございますけれども、この指定管理業務の中にはですね、今議員が言われました大白地区のテニスコートは含まれておりません。テニスコートの業務につきましてはですね、町が管理許可を取りまして別途運営しているというものでございます。以上です。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

このイベント委託費なんですけれども、公園のPRなどで海山物産が使用したという話なんですけど、もっとこれ90万円も使ったことですから、もっと具体的にわからないんですか。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

支出のですね内訳につきましては、今手元に資料がございませんので、詳細についてはちょっと申し訳ないですけれども、ご説明できません。申し訳ありません。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

それでは後ほどでもいいもので、教えていただけますか。

それから、今回ですね、来年度から4年間ということで県は指定管理料10%減額してきておるんですが、これはなぜ10%なのか、その辺の根拠だとかね、県の意図というのがわかっておられるのかどうか、教えてください。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まず、県の意図と言われましたけども、その辺のそこについてはどのような考え方かということはですね、確認はしておりませんし、また伺っておりません。ただ、この21年度以降のですね指定管理料の 5,133万 2,000円でございますけれども、これらにつきましては、今年度を含めまして過去3年間の町からの実績の内容等を県が検討というか、そういう確認をいたしまして、今回の指定管理料のもうこれは上限と、あくまでもこれ上限でございますので、参加された業者がですね、これ以下の額を提示されるということもございます。

それとですね、今回町長が答弁いたしました変更点の関係なんですけども、この中にですね需用費といたしまして、約800万円の光熱水費が指定管理料の中に含まれております。これらにつきましては、今現在行っている指定管理業務の中には含まれておりません。したがって、現在の光熱水費につきましては県が別途予算を設けてまして支払っていると、ただし、21年度以降の業務についてはこれらが含まれるということでございますので、さきほどの来年度以降の額と比較いたしまして、これを合わせますと実質1,260万円ほどの指定料の減額になっているということでございます。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

大変な減額になったわけなんですけども、今の課長の説明だと町から出したこの決算書を県が精査して、これぐらい減額してもやれるんじゃないかというふうに、県が見とるというふうに受け取ってよろしいんですか。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

そのとおりでございます。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

さきほど人件費のところでお伺いしました臨時職員が6名、それから冒頭で回答された地元の業者、並びにNPOの方々、そして自治会の方々、これ大変な数の雇用をですね、この事業で確保しておられると思うんですね。したがって、町がですねメリットが少ないんで、今回はもう応募を取り下げようと思っておられるというふう伺ったんで、この人たちのですね職員の待遇、もちろんこれ臨時職員ですから、それがなくなりますね。

それから、あと業者だとか自治会だとか、参加しておる人の雇用をですね、この辺についてですね、町として、町は止めたよということでは済まないと思うんですね。どのようにサポートしていこうとしておるのか、お伺いします。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まずですね、今回の指定管理の募集の要領書というのがございます。これはですね指定管理料の金額だけでなく、県がさまざまなその審査項目を設けまして、それを総合的に判断するというところでございます。

詳細を申し上げますとですね、1点目、県民の平等な利用を確保する。これらの項目についてどのように業務を行うか。また2点目といたしまして、適切な管理を図る。これらも詳細に申請書に記述する必要があるとございます。さらにですね、雇用を最大限に発揮するサービスの中でですね、地域との連携、また地元雇用等をいかに考えるかということも重要な審査の基準となっておりまして、それらでですね、具体的に言いますと、今現在、町の指定管理者の中で地元の方がさまざまな業務をやっていただいておりますけれども、それらの業務について新たに指定管理者が申し込む際に、どのように対応するかということも審査の重要な判断基準となっておりまして、それらにつきまして町といたしましては、新たにですね指定管理者になられた業者の方に、そういう今現況の状況を申し上げて、雇用の場をつくっていただくように申し入れをしたいという必要があるのではないかと考えてます。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

今、課長が言われた答弁は全くそのとおりのわけなんです、具体的に言いますとね、紀北町が受託しない場合、この臨時職員の待遇はどうなります。

議長

町長。

奥山始郎町長

これは町がこの委託、指定管理者を応募しなかった場合には、誰かがやりますよね。受けますよね。そのときには当然県の条件としては、地元への貢献というのが入っております。ですから、誰かが雇用されますけれども、今、町としてお願いしている方を斡旋することも考えていきます。その指定管理者になられた会社に対してですね。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

斡旋するという形なんですけど、だから町の職員としては解雇しなければいけないんですね。そのことはよろしいですか、そういう認識でよろしいですか。一旦は解雇せなしようがない。そういうことになると思いますよね。

それと、今までそこに仕事に参加しておった地元の業者、そして自治会だとかNPOの皆さん、またシルバー人材の皆さんもたくさんいると思います。それは多分県の応募要綱の中に、その地元の雇用に対しての評価も含まれておるだろうとは思いますが、その特に県に対してですね、町の立場としてこういう援助を具体的にですね、このようなことを、いわゆる当町の雇用が守られるような方策を、お願いするというようなことは考えられておりますか。町長でも副町長でも結構です。

議長

副町長。

紀平勉副町長

ご指名ありましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

指定管理者制度につきましてはですね、一応説明会があって、どなたが手を挙げるかわかりませんが、手を挙げられた方が申し込みをされると、その申し込みを受けてですね、県のほうでさきほど課長が申し上げましたように、さまざまな観点から評価をするんですけども、これは県が評価をするのではなくって、県が設けました第三者機関の委員さん、今5名おみえになるんですけども、これはホームページでも公表しておりますけど、この5名の委員さんが審査をしますので、一切、第三者機関ということで、県なり町の事情、実情というのは中に反映されません。ですので、さきほど申し上げましたように、地域の雇用をいかに促進するか、あるいは地域の方々といかに連携していくかということの評価、それをもっ

て評価をしていただきますので、その評価に期待をいたしたいと思っております。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

明解な答弁だと思うんですね。それ以外にないと思うんです。ただ、私としましてはこういう雇用に対してですね、重大事であるということ認識をいただいて、その地元の雇用確保に、是非努力していただきたいということをお願いしまして、質問終わります。

議長

これで玉津充君の質問を終わります。

次に、12番 平野隆久君の発言を許します。

12番 平野隆久議員

通告に従いまして、ただいまより一般質問を行います。

今、国政では自民党総裁選が行われており、各候補者は一様に国民の目線に立って政治をと言っております。本来ならあえて言うことではなく、当たり前のことではありますが、選挙となるとここぞとばかり強調してきます。あえて強調されるとかえって普段は国民の目線に立った政治をしていませんよと言っているように聞こえてきます。我が町の紀北町の町長は、決してそういうことはないと思いますが、こうして一般質問したとき、ふと本当に町民の立場、目線に立った施策をしてくれているのだろうか、疑問に思うことが正直あります。

町財政は、一時期より少しは良くなりましたが、まだまだ厳しいことは確かであります。しかし、お金をかけなくても住民の方々に満足してもらえる施策もあるはずですが、また一般質問で言われたことすべてをできるわけがないことは重々わかりますが、少なくとも町長自身が検討します、善処しますと答弁したことに関しては、検討をすべきであり、検討すればどうなったかを報告するべきだと思います。本当に検討し、善処する努力がなされているのか、正直疑問に思うことも多々あります。

私たちが一般質問するということは、住民の立場で、自分たちの住む町がこうなってほしいということで質問をしています。検討しますというなら本当に検討してもらいたい。また検討したなら必ず検討した結果が出るはずですが、結果が出たら報告してもらいたい。もし町長が一住民の立場ならどう思いますか。どうしてもできないものを無理強いするつもりはありませんが、即座にできないというのではなく、可能性のあるものについては本当に検討して、できることと、できないことを精査したうえで検討をお願いしたい。質問内容によっては

後日返答させていただくでもよいと思います。せっかくの一般質問ですので、意義のあるものにしていただきたいと思います。

町民の目線に立った、町民の気持ちになった施策をしていただきたいと思います。この紀北町は人口2万人ほどの小さな町です。国政や県政と違いお互いの顔が見える施策ができると思います。そうして少子高齢化が進む町でも、心穏やかに暮らせるまちづくりをしていただきたいと思います、そう願っております。

それでは通告に従いまして質問させていただきますが、今述べさせてもらった私の考えも考慮していただき、答弁をお願いします。

まず最初に、緊急災害における防災対策についての質問をいたします。1、各地域の自主防災組織の活動状況について、2番目として各地区の防災倉庫の備品点検について、3番として避難道路の整備状況について、4番、樋門の点検について、5番、屋外消火栓ホース格納庫の訓練状況について、これらについての現況の報告をお願いします。

続いて、地域協議会について質問させていただきます。

この質問は、6月の一般質問でもさせていただきましたが、再度質問させていただきます。地域協議会は平成18年2月23日に、2年任期で発足し、現在2期目の7ヵ月が経過し、残す任期は1年と5ヵ月ということで理解しております。この協議会については6月の一般質問にもさせていただきました、答弁をいただいている点もありますが、再度費用対効果を含めた活動状況の説明をお願いします。

また、地域協議会のメリット・デメリットについてどういうことが考えられるのかについて、答弁をお願いします。

また、6月の一般質問において両区の一体感を高めるための施策はの質問に対し、合併した両区の一体感を高めるために、協働でやる事業、あるいはイベントを考えておりますと答弁をいただいております。合併して3年近く経ちますが、今までは両区に以前からあった事業、イベント等の継続はしていますが、一体感を高めるために新たにした事業を私はあまり思いつかないのですが、どのようなものがあるのか、その効果がどのように出ているのか、具体的に教えていただきたいと思います。また、今後考えている事業、イベントについて具体的に述べていただきたいと思います。

また、私は住民の聞く人すべての人たちから、住所表記の長いのを何とかしてくれとよく言われます。またかつて一度もこの長い住所表記が良いという人の声を聞いたことがありません。特に高齢者の方々にとって、この長い住所を表記することは大変なことです。実際私

は高齢者の人たちから書類に住所を書くのが大変なので書いてほしいと、よく頼まれます。純粹にこの長い住所表記を何とかしてほしいという住民の声を代表して、住所が長いのが変更できないのかを議論してほしいとの質問を、さきの6月の一般質問でさせていただきました。

それに対し町長の答弁は、住所の変更は協議会がなくなったときに変更できる。変えてくれということが盛り上がってきて、住民の皆様が多数になったときに、その協議をすればいいとか、まずその協議会の委員の皆様から存廃について意見が出る。町民から出てくる。いろんなそういう動きがあったうえで協議したらいいと思いますと答弁されました。たくさんの住民の方々は長い住所表記を本当に嫌がっておりますが、ただ、実際どうしたら住所表記が短く変更できるのかわからないのが現実です。だから私たち議員に何とかしてほしいという訴えをしてくるわけです。

それを私たち議員が住民の声を代表して、議会の場で議論をしてくださいとお願いしたら、町長の答弁は住民の声が上がったらということです。こういうことを言われたら、あなたは住民の声を聞いていない。あなた1人が変えろと言われてどうしようもありませんよと、住民の声が上がってきてからだったら考えますけどもね、と言われていたのと一緒のことです。町長には、なぜ私たちがどのような意味で一般質問をするのかということ、もう少し真剣になって考えていただきたい。

6月の一般質問が終わったあとは、自分の気持ちを伝えられなかった自分への不甲斐なさへの憤りがいっぱいでした。もちろん地域自治区設立が合併協定書に記載されていることも十分承知しております。しかし、合併の条件だった設立はすでにされたわけですから、合併協定に違反しているわけではありません。住所表記が長くて困っている住民の方々の気持ちを考えるのであれば、地域協議会の役目をいつまで存続するのかということと、長い住所表記をいつまで続けるのかということ、同じテーブルで議論してほしいということは、そんなに難しいことなのでしょうか、再度質問いたします。

6月の一般質問後、町民の方々からのやっぱり長い住所を何とかしてほしいという問い合わせがたくさん寄せられました。同じことを協議会委員の方からも言われました。この質問は純粹に住民の目線に立って質問しています。冒頭でも申しましたように、町長も住民の目線に立った答弁をお願いいたします。あと再質問については自席にて行います。

議長

町長。

奥山始郎町長

平野隆久議員のご質問にお答えします。緊急災害における防災対策について、1点目の各地域の自主防災組織の活動状況でございますが、紀北町防災訓練を中心に、各自主防災会がそれぞれの地域において活動を行っております。8月31日に行われました防災訓練では、避難訓練、初期消火訓練、放水訓練、資機材点検などを実施していただきました。特に津波避難タワーが設置されている地区におきましては、タワーへの避難訓練も実施しております。

また、自主防災会全体で組織されています、自主防災連絡協議会の本年度の事業では防災訓練のほか、救急救命講習、地震体験講習、防災講演会等を実施予定しております。昨年度から名倉地区、白浦地区、今年度におきましては呼崎地区で三重大学が中心となり、地区の防災意識の向上を目的に、モデル地区防災計画作成に関する調査研究を行っており、地区の方々にはその都度防災アンケート等の調査への協力をいただいております。

2点目の防災倉庫の備品点検でございますが、防災倉庫内の点検につきましては、自主防災連絡協議会で年2回ほどは点検をお願いしております、発電機の動作確認、ガソリンの期限、電池の消耗確認などをお願いしているところでございます。

3点目の避難道路の整備状況でございますが、平成17年度の合併以降6カ所の避難道路の整備をしております。

4点目の樋門の点検等その他防災対策関連でございますが、樋門の点検等につきましては消防団に操作業務委託をし、定期的に樋門を巡視していただいております。点検の際、樋門の故障を発見したときは速やかに三重県に連絡し修理を行っていただき、常時、樋門の開閉がスムーズに行えるよう維持管理に努めているところであります。

その他防災対策関連といたしましては、緊急災害時には情報の収集、提供が重要であることから、防災行政無線衛星携帯電話の定期点検も行っています。

5点目の屋外消火栓ホース格納庫の訓練状況でございますが、防災訓練では20カ所の地区が消火栓から放水訓練を実施し、あわせて消火栓ホースの点検も行っています。

次に、地域協議会の費用対効果であります。まず費用については6月定例会の一般質問でもお答えいたしましたとおり、平成19年度末までの約2年間で、地域協議会に要した費用は報酬が111万7,000円、職員2人の視察研修旅費として5万7,000円、事務用品等の需用費が5万2,548円、合計122万6,548円であります。その間、地域協議会構成員の皆様には、地域協議会のあり方、今後の活動方針、両区の発展等さまざまなことについて、ご議論いただき、年度ごとに2回、両区それぞれの地域協議会から貴重なご提言をいただいております、年

度最終の会議には、私自らが出席させていただいて意見を交換し、合併後の町政を遂行していくうえで、大変参考にさせていただいている状況であり、今後におきましても両区の地域協議会構成員の皆様には、ご期待申し上げているところであります。

また、メリット・デメリットについては、住所表示が長くなるということや、合併した町の一本化に向けて旧町意識を残してしまうのではないかと懸念される声もあることは承知しており、人それぞれご意見があろうかと思いますが、私といたしましては、さきほど申し上げましたことや、合併を協議するうえで熱心に議論された結果を、厳粛に受け止めたいと考えておりますし、現在のところ、1つの町として比較的順調に推移しておりますが、各区におきまして問題が発生した場合には、各地区協議会にもご相談申し上げ、ともに解決に努力していただける組織であり、合併して間もない当町にとりましては今後も必要な組織であると認識しております。

そのような考えのもと、本年4月には第2期目の構成員の皆様には2年の任期の委嘱、任期でですね、委嘱したところであり、今月末には両区ともに第2回目の協議会が開催されると伺っており、現在も意欲的に活動させていただいておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

あともう1つありましたか。一体感を高めるということですね。一体感ということについてはですね、これまでのイベント、祭り等に両区の参加できる人がお手伝いしたり協力したり、実際やっておられますんで、それはそれで私は一体感の醸成になるなと思っております。一体感のためにこれをしなきゃならないということは、まだ今のところは議員の目には止まってないようでございますけども、一体感については終始考えております。以上です。

12番 平野隆久議員

議長、答弁もれ。最後の一体感の件なんですけども、町長のその言われたことじゃなくてね、僕が言いたいのは両区の一体感を高めるための施策としての質問を6月に僕させていただいたんですけども、町長は合併した両区の一体感を高めるために協働でやる事業、あるいはイベントを考えておりますと答弁していただいております。それを答弁していただいておりますんで、今まで一体感を3年たちますよね、合併してから。その3年間の中でその一体感を高めるための努力として、新たなイベントとかそういうことはどういうことをされてきたんですかということを、教えてください。

この質問に答弁で、今後考えていきますと6月言われていたので、何を考えているのか、どういうものを考えているのかということを、答弁してくださいということで今質問しまし

たので、ちょっと質問した内容と答弁されたのとちょっとくい違ってしますので、議長もしあれでしたら、その旨を町長にお願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

一体感だけです。イベントをやったり、何かその一体感の目的だけで事業をやるということはですね、今のところ行っておりません。しかしながら、これまで合併した町が互いに有しているイベントとかお祭りなんかには、お互いが参加していく状況が出てきているということをご報告させていただきました。以上です。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

それではちょっと質問を、まず防災のほうからいきたいんですけど、今ちょっと答弁、町長言われたんですけど、僕言うのは、今この先させていただきますけども、町長が答弁として6月の一般質問で僕の質問に対して答弁が、合併した両区の一体化を高めるために協働でやる事業、あるいはイベントを考えておりますという答弁をされたので、そのことを聞いておるんです。今、町長はそういうことは考えておりませんということを、今言われたんですけど、それでしたら6月と、やってません。やるって考えておりますということを答弁されたじゃないですか、6月の一般質問で。だから今、僕はそれを聞いたんですけども、それをやっておりませんというのは答弁なんです。考えておりますという答弁に対して、今どうなんですかということをお伺いしておるんです。

議長

町長。

奥山始郎町長

現在も考えておるわけなんです。しかし、それを具体化してこうやりましたということはやってないということです。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

わかりました。そういう答弁ならねまだわかります。ただ、その前は僕の理解不足なんか

どうかわからんけども、皆さんよくわからんかどうか、僕はそういうふうに聞こえなかったんですけども、町長が最後に今説明されたんでしたら、まだこの意味を、答弁された意味わかります。あっそうですか、わかりました。

それでは、最初のほうから質問させていただきます。緊急災害における防災対策ですね。今の1つの避難道路の整備状況についてということで、僕質問させていただいたんですけども、町長は答弁で6ヵ所整備状況させていただいたということなんですけど、僕の言いたいのは現在ある避難道路とか、避難高台に逃げるとか、避難道路とかありますね。そういうところの整備はどうなんですかということをお伺いしたいんです。

今現在ある避難道路ありますよね。高台に逃げるとことか、そういうところの整備状況はどうですかということです。再度それをお願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

その地域の人たちの要望とですね、現地を見たうえで逐次整備をしておりますけれども、未整備のところはあるかもわかりません。しかしながら、そのどこをどうやったかということについては、課長よろしい、わかっている。課長に答えさせます。その必要がなかったら答えません。よろしいですか。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

それでは、例えば避難道路ですね。整備するところはどこで整備するんですか。整備する、例えば行政するとか、ありますよね。今指示をしていますということで言われたんですけども、どこが整備をするということになっているんですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

整備すべき場所においては、行政が整備してまいるわけですね。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

僕が前に聞いたのは、海山区は各自治会をお願いしておると、ただ長島の場合は、自治会をお願いしておるところと自主防災ですね。お願いしておるところ行政がやるところはまだバラバラですと、それを統一していかなあきませんよという話を以前聞いたように思うんですけども、今言われた町長の答弁でしたら、ちょっと僕の知識とちょっとくい違うんですけども、その確認はもしあれでしたら、課長にしてもらっても結構ですんで、その確認をふまえたうえで答弁をお願いします。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

お答えいたします。海山区ではですね、自主防というのですか、地区で有志の方が整備をさせていただいたところもございます。行政のほう町といたしましては、さきほど町長が申し上げましたように、6ヵ所整備させていただいておりまして、山のほうですね、治山関係で避難道の整備を海山のほうも長島のほうもやらさせていただいております。行政だけではなしに、地域でやっていただい

12番 平野隆久議員

議長、ちょっと質問しとる内容と違うんですけどもね。

議長

平野議員、つくったあとの自主管理ということですか。

12番 平野隆久議員

そうです。

議長

そういうことだそうです。

中原幹夫危機管理課長

管理の関係ですか。はい、管理の関係につきましてはですね、県につくっていただいた分につきましては、治山のほうでやっていただいている分もありますし、町でつくったとこの修繕につきましては、町が修繕を行っております。維持管理はそういうことでございます。以上です。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

ちょっと話がバラバラでよくわからないですけども、各地域にその避難道とかありますよね、高台。例えばの話、松本、紀伊長島区なんですけども、松本なんかでは高台ありますよね。それであと山本なんかやったら秋葉山ですか、ありますよね。そういうところは地区でお願いしとるかどうか、僕が前聞いたのは確か課長か誰か答弁されたのは、海山区はほとんど地区でやっているけども、長島のほうは地区の担当とかあれば行政でやっておるところもあると、草刈りなんかにしてもね。だからその辺は統一していかなあかんという話を答弁されたと思うんですけども、今の危機管理課長ではなかった。前の危機管理課長やったかな。そこのとこちょっと僕確認したいんです。今回、僕そのこと質問するのに、資料見てこの今持っている資料の中でどっかで見たんです。今ちょっとよう探さんですけど、もしあれでしたらこの資料で僕はもう一回確認しますんで、そういったことを。ちょっとそこら辺を徹底していただけますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

その管理については行政がやるべきものは行政がやります。それで草刈りだとか、道路の進入路の矢印とかはですね、地元の人たちがボランティアでやってくれている場合もあるわけなんです。矢印ね、手製の。ありますよ。そういうのもあるんです。だからさまざまであって、基本的に行政がやるべきものは行政でやらせていただきたいと思います。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

それでは具体的にお伺いしますけども、秋葉山への登り口の草刈りはどこがやっているのでしょうか。あと松本の高台へ逃げるところのあれはどこがやっておるんですか。具体的に教えてください。

だから行政がやっておるところは行政がやっておるし、各地区がやっておるところがわかりませんもので、ここの2つ例を出しますんで、どこがやっているのか教えてください。

議長

山本建設課長。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

12番 平野隆久議員

通告ありますよね。通告書、結局僕ら通告書に従って質問させていただいておるんです。これがルールやということでも言われてますよね。それで質問の相手のところへ書けということも指示も受けて書いておるんですよね。それでほかの方、関係課長と書いておるところもあるし、それはそれでいいんですけども、僕の場合は質問相手町長しか書いてないんですけど、課長勝手に答えていいんですか。町長に質問しておるんですよ。町長がさきほど言うたように課長に答えさせていいんですかというのなら、それはいいですよ言いますが、勝手にこうやって答えさせていいんですか。この通告書というのはどうなんですか、そのところ議長の見解をお願いします。

議長

一応、町長が受けて細かい数字については課長のほうに指示していただいたらよろしいかと思います。受けるのは町長が受けて。

町長。

奥山始郎町長

私はそれを正確に存じあげておりませんので、担当課長に答弁させます。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

ただいま秋葉山公園のご質問ございましたので、建設課の所管なので答えさせていただきます。秋葉山公園につきましては建設課で管理をさせていただいております。主に直営班の対応となっております。以上です。

議長

町長。

奥山始郎町長

松本の避難道につきましては、昨年までは町職員と自治会と自主防災会で行いました。それから本年、今年20年度はですね、総務室でやっております。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

松本の草刈り、松本のところですね。総務室で今年はやっておると言いましたよね。今の現状は知っていますか。ここ1日、2日の現状は。知らないですよね。

それで、あと郵便局、紀伊長島区の郵便局の裏手からあがる場所の避難道なんですけど、そこら辺も見てますか。例えば今回夏ですよ、例えば地震の災害のときは津波災害のことなんですけども、やはり台風なんかで逃げる場合とか、台風で逃げるというのもちょっとおかしい話なんですけども、今、夏的にどうしても防災の面を気をつけなければならぬ時期なので、そこら辺のチェックをしたうえでこういう話なのか。僕も言いたいのは結局、ちゃんと管理体制ができておるか、いざというときに使えるのかどうかということ、ちゃんと把握してるんですかということをお願いなんです。

だから、僕はこの質問するにあたって見に行きました、自分で。それで秋葉山のほうは結構綺麗に登れました、正直な話。松本のほうは草がぼうぼうで、1カ所ある程度登ったら草がぼうぼうで登れません。それで郵便局の裏のところは草はまあまあなんですけど、カーブになったところが土砂が堆積して、あれはなかなか年寄りの方登れません。だから僕が言いたいのは、だからちゃんと緊急時にちゃんと機能できる避難道になっているのかということ、を言うておるわけなんですわ、町長。

だから、僕が言いたいのは、僕らがこうやって質問するということは、どういう意味で言っているのかということ、を把握して答えていただきたい。答弁していただきたいと、だから冒頭でちょっと長々と説明したんだけど、そういう気持ちでやってほしいと、だから僕らの質問もそういう気持ちで答弁してほしいというのが本音なんです。だから僕は現場を見て今質問しておるのはそういうことなんです。だからどこどこやってきましたよ、こうなっておるはずですよ、実際なっていなかったら意味がない。防災なんか特にね。そのことを言いたいのです。どうですか、町長。

議長

町長。

奥山始郎町長

実際、議員が歩いて実験してみたようなこと、私はまだそれを知りませんので、申し訳ないと思います。常にですね、私が行って見るのではなくてですね、担当課もあることだし、それはその担当課で現状把握して対応していくべきだと思うけども、至らんとところは多々あると思いますけれども、それは申し訳ないと思っています。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

今、町長が僕が行ったこと知らんもんで申し訳ないって、別に僕が行ったこと知っておろ
うが知ってまいが、申し訳ないと思ってもらわなくても結構ですよ、それは。ただ、だから、
結局町長が何もかも知っていなさいよということは別に言うてないんです。ただ、こういう
ふうにしておるといことやったら、ちゃんとそういうことを徹底してくださいよと言うて
おることであって、僕は別に町長に全部見に行けよと言ってませんよ。そこのとこ誤解のな
いようお願いします。

だから、町長に全部知っておけよということ言っているわけではないんですよ。ただ、そうい
うふうな命令系統なり、ある程度管理体制ならば、ちゃんとそういう管理体制をちゃんとし
ておいてくださいよということをお願いしておるんです。だから僕は実際見に行なって
なかったんで、そうやってますよということ言われてますけども、そうじゃないですよ。
だからちゃんと管理体制お願いしますよということ言いたいわけなんです。だからその点
を踏まえて町長に答弁をしてほしかったんです。ということ言っておるわけなんです。

こういうことで、いろいろ次の質問なんかも、そういう意味での質問もありますんで、僕
がなぜこういうことを言うておるかということを含めたうえでの答弁をお願いしたいと思
います。

次に、樋門の点検なんですけども、これはさきほどの答弁では消防団に定期的にお願
いしておると、もし何かあったら三重県に言うということ言われているんですけども、この樋
門についても僕ちょっと見に行ってきたんですけども、例えば紀伊長島港の樋門ありますよ
ね。いくつも樋門が何箇所かあるんですよ。手動でやるところの部分なんですけども、あれ
は消防団に定期的にお願いしておることなんですけども、あれは開け閉めに定期的
に検査されておるんですか。僕自分で行って自分で開け閉めすることはできませんも
んで、ただ僕が心配するのは緊急のときに本当に閉められるのかどうか心配です
んで、ちゃんとそういう定期的にされておるかどうか。

例えば、消防団にお願いしておるんであれば管理する側として、じゃあ、この前いつにこ
んだけのことしましたよという、報告を受けたうえでの管理体制をされておるのかどうか
ということを僕は心配するんで、ただ頼んであってしてなかったら意味ないことなんで、
ちゃんとその定期的にされておるかどうかという確認はされていますか。

実際、きちとさびとか心配なく閉められるものかどうか、その点について答弁お願
いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

樋門は 206門ありまして、県の管理が 151門、町管理が55門、そのうち 197門は紀北町の消防団に操作業務を委託しております。9門は役場内のそれぞれの担当課で操作作業をしているということでありまして、そこはどうか、動かすとか、動かさないとか、動かすことについては、担当課で説明いたさせます。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

消防団に管理を委託をしております、定期的な部分につきましては年2回ほど、常時、救急時に門をいろいろ点検していただいて、閉まらないというようなことがあったら、県に言うてですね、修繕を行っておりますので、現在のところスムーズに開閉できる状況になっております。以上です。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

消防団にお願いした部分で年2回定期的にやっておると報告を受けておるとことなんです、僕が心配するのは今ようテレビでね、ちゃんとしておるよって報告を受けておるけど、実際してなかったよと、今、テレビでもよくあるもので、そのとこ心配するんであって、課長が今受けてちゃんとやっておると思いますよということなんやけど、やはりお願いしておる以上、例えばここの箇所、110何箇所でしたっけ、するところは、ここはこういうふう点検しましたよ、これですよというふうなちゃんとした点検用紙があって、初めて点検報告を受けておるんでしょね。

ただ口頭で、何もありませんよということじゃないんでしょね。その確認はされておるんですか。これは今町長に言うて課長が答弁されましたんで、これは今の続きとして課長に答弁してもらっても結構ですんで、町長から言うてあげてください。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

書類ではですね、提出していただいてないんですけども、確認に行ったときに閉まらん部

分についてはね、早速町のほうに連絡いただいております。それで県の担当にも見ていただいて、一緒に見て直すという格好を取っております。以上です。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

消防団は消防団でちゃんとしてくれると思うんですけども、やはりこういう管理というのは行政として管理というのは、やはりこういうことですよと書類できちっともらって、こちらでもちゃんと管理できるようなことをしておかんと、実際こうやって言っていました。うっかりしてましたでは済みませんもんで、本来でしたらやはりちゃんとこの箇所はこういうふうに点検されてましたよということを報告されるべきだと思うんです。今、課長の説明では多分大丈夫だと思いますということなんですけども、多分大丈夫やと思っていたのが、緊急のときに動きませんでした。すみませんじゃどうしょうもないんで、僕の言いたのは緊急のときにちゃんとできるようになってますよという、確証を持つのも行政としてのやっぱり仕事だと思うんですわ。

だから、そこまでやって初めて行政として管理体制がちゃんとできてますよということが、初めて言えるものだと思うんですけども、どうですか。このまま今までどおり今後もそういうふうにするんですか。町長その点のお考えをお願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

ご指摘はごもっともだと思いますけれども、指摘を受けた点についてですね、今後よく対応できるように協議いたします。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

今のね協議するという答弁をいただきましたので、これはいろんな消防団との兼ね合いもありますもんで、どこまでできるかどうかわかりませんが、やはり協議するて、もっときちっとできるように協議するということが、まず大事なことだと思いますんで、協議した結果で、じゃこういうことしようとするのは、それはそれで仕方ないと思うんです。ただ、やっぱり協議をしていくというのが一番大事だと思いますんで、今、町長答弁で協議されると、

必ず協議していただいて、お願いしたいと思います。

あとのその次の質問なんですけど、屋外消火栓ホース格納庫訓練なんですけども、これにつきましては町長知ってますということで、答弁していただいたと思うんです。ただそれだけやったと思うんですけども、これについてどこがどういうふうにしてやられておるのか、答弁をお願いします。これはもっと詳しくお願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

その詳しい現場については、担当課長に答えさせます。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

紀伊長島区のほうの20カ所のうち9カ所が紀伊長島区で行っておりまして、その9カ所の場所を申し上げますと、三浦、道瀬、古里、海野、松本、名倉、片上、山本田山、赤羽という9カ所、紀伊長島区ではこの9カ所で放水訓練を行っています。以上でございます。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

今、課長からこう説明受けたんですけども、町長、僕これを言うのはね、全部が全部知っていなくてもいいですけども、やはり町長としてちゃんと消火栓の結局昨年度から予算付けてもらって、各地区に増やしましたですよ、消火栓。結局それだけの予算をあれしておる、予算を付けてつくってもらったもので、きちっと機能しなければ意味がないということで、例えば町長がつくったやつをこうやって皆何かのときは使えるようにしてあるんですよということぐらい、やっぱり町長として把握しておいてほしいというのが本音なんですけども、ただ、今その9カ所はということなんですけども、ほかの部分、例えば僕とか中須地区なんですけども、以前からある部分も含めて7、8カ所あるのかな、9カ所ですか、10カ所ですか、あるんですけども、実際あれを使うというのは結局火事なんかの初期消火のときなんかには、結局消防車に来る前に地元の近くの者が緊急に初期消火をするというのが目的で、各地域の近くにつくっていただいているというのが、ねらいですよ。

ただ、ほかの地区でやられておるとかも聞くんなんですけども、全部が全部じゃないと思いま

す。僕のとこの地区何かというと、割と放水訓練、それを出してやっておる訓練はしてないんですわ。それでその自主防災組織がありますもんで、自主防がやって中心になってやってもらえるんだらうけども、実際やってないというのが現状なんです。実際火事があって、僕の家で火事があって、じゃ皆で出て、ホース出して、消火栓あけて、つないでパッとできるかと言うたら、どうなんかなという気持ちになりますもんで、せっかくつくっていただいたもんでしたらね、やはり各地域の皆さんが何かのときにじゃやろうかと言うて、すぐできるような状況にするのが本来なんです。

ただ、行政としてね、それを行政主導で、どこまでこうせい、ああせいというのは言えないかもわかりませんが、やはり例えば自主防災組織の会議なんかあったら、こういうものをつくりましたと。だから各地域でこういうことをしてほしいんですよということを言われておるんだらうと思いますけども、実際やられてない地区がありますもんで、そこら辺の啓蒙活動をもっと上手に何とかならんかなというのが、今回のこの質問内容のねらいなんですけども、現状、実際やられておるところもあるけども、やられてないところもあるんですよ町長、そこら辺のところを行政の啓蒙活動として、何だか啓蒙して行ってほしいんですけども、その点について、どういうふうにご考えておるか、お願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

せっかくつくったですね、消火栓のホース格納庫でありますんで、これは初期消火にとって非常に有効であろうと、そのように考えたわけですね。ですから、常備消防とか、非常勤の消防団の方々が駆けつける前にですね、地元の人たちが初期消火に機能するということは、これはお願いしていかねばいけない、会議等でですね、その議員が示されたように啓蒙しなければならぬ、そのようにしてまいりたいと思います。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

確かに、行政としてこういう予算を使って、こういうことをしましたと、だからそれを有意義に使うのは地区民の皆さんあなた方ですよというのは、ようわかるんですけども、やはりせっかくつくったもんだから、そういう地区住民の方が有効に使えるような指導もしていただきたいというのが、僕の質問なんです。

例えば、その啓蒙なんかでもZTVなんかでも広報なんかでもあると思うんです。各地区でこういう整備されてますんで、各地区の住民の皆さん何かのときは使って訓練してくださいよという啓蒙していただくとかいうことも、やはりせっかくつくったことだから、行政側もやはりそこまでも踏み込んで、啓蒙をお願いしていくということも大切なことだと思いますんで、その点を踏まえて、またこれも協議になると思うんですけども、できるだけそういうふうな方向で進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問にいかさせていただきます。地域協議会の件なんですけども、地域協議会の活動状況については僕も資料いただいたりなんかして調べたり、いろいろあるんですけども、この地域協議会の各会議をやられておるんですよね、会議を。19年度で4回、18年度で5回ですか、やられておるんですね。それで構成としては町長は15名任命されて、15名で構成されていますよね。この各、僕がちょっと資料いただいて調べた結果では、18年度では紀伊長島区では、平均11.2名ですね1回、平均が。海山区では12.2名、19年度は紀伊長島区では11.2名、海山区で9.5名というのが出ておるんですけども、町長は15名の構成員を任命して、その出席数に関してはどうですか、町長の答弁をお願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

それぞれお仕事を持っておられてですね、ご都合も多々あろうかと思えますんで、常に全員出席というのは難しいのではないかなと思っております。大変ご苦労かけておると思っております。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

今の町長の答弁では、この出席数で一応満足しておるということで、理解させていただいてよろしいんですね。

それで、時間もちょっと出てきましたんで、最後のまとめもせなあかんですが、ちょっともう1つ、2つちょっとお願いします。答弁、議事録の開示、町長と意見交換したという議事録もいただいております。それでいろいろと精査させてもらったんですけども、一つひとつ細かい話すると時間ないのであれなんですけども、せっかく地域協議会で検討してくれということ、いろいろ出ておるんですけども、実際それが検討されてない部分が結構あり

ますもんで、何点かありましたもんで、町長が地域協議会がいい提言をしていただいておりますということで、せっかく言うてもらったんやったら、ちゃんとこれを守ってほしいなと思うんで、ちょっとこれ時間なくなって、一つひとつこれはされてないという部分が結構ありましたもんで、それを言いたかったんですけども、ちょっと時間ないんで最後にまとめのほうへいかさせていただきます。

それでは、まとめとして、災害が起きた場合は、結局は住民の方々の共助が最も重要になってきます。ただ行政として、それまでにでき得ることを最善の努力をして行う。災害が起これば災害被害が最小限に止まるよう努力する。被害後のライフラインの復興を素早く行う。これらの準備を万全に行うことにより、少しでも住民の方々が安心して暮らせるまちづくりに努めることが重要であると思います。これらの点を十分に理解し、今後とも防災強化をお願いしたいと思います。

また、地域協議会のことに関しましては、住民の方々の気持ちも十分に理解していただき、今後の方向性を検討していただきたいと思います。私が今回特に言いたいことは、冒頭にも申しましたように、住民の目線に立った施策をしていただきたいということでもあります。議会では通告された案件だけ答弁しておき、あとは質問議員の顔の立つように検討しおきますと言っておけば良いというようなことは、この紀北町の奥山町長は決してないと私は信じておりますが、この議会はZTVで放映されておりますし、傍聴に来ていただいている方々も町長の答弁に一挙手一投足注目をしております。議員の一般質問に際しては、確信のある答弁をしていただき、住民の方々が安心して穏やかに暮らせるまちづくりをしていただきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終了します。

議長

これで、平野隆久君の発言を終わります。

次に、6番 北村博司君の発言を許します。

6番 北村博司議員

議長のお許しをいただきましたので、事前通告に従いまして一般質問を申し上げます。

お尋ねするのは1件だけでございます。ひとつ十分私と奥山町長の意見の違いをもあろうかと思いますが、その違いを乗り越えてですね、いい成果が見出されれば私も本望だと思います。

さて、テーマは近畿自動車道紀勢線新直轄の部分ですけれども、三浦地内に、今現状では

まだサービスエリアという表現は不適切かも知れませんが、一応サービスエリアという表現にしておきます。を設置すべきというご意見、ご提案が同僚議員からこれまでも何人かお出しいただいておりますけれども、私は今日は少し客観的な立場に立って、その是非についての奥山町長のお考えをお尋ねいたしたいと思います。

まず最初に、町長は3月だったか6月だったかの一般質問の答弁の中で、検討を進めると、特に物販施設を含めた検討を進めるということで、民間の検討委員会のようなものはできているようですが、これは町のほうに要請されたんだろうと思いますので、どういう方々、何人ぐらいでどういう構成になって、これまで何回の審議が行われて、現状ではどうなっているのか、ひとつ中間報告をお願いいたしたいと思います。

2つ目は、情報発信施設とかそういったものはともかくとして、特に今、議論の焦点になっております物品販売施設の整備について、所要の事業費はどの程度かかるのか、そのうち町費はどの程度の負担を要する見込みであるのか、その辺のお答えをいただきたいと思います。

次に、その国交省が運営するものは別として、町が関係して運営していく部分のランニングコスト、通常の運営経費というのは年間どのぐらいが見込まれるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、これまでサービスエリアはネクスコ中日本高速道路あちこちにすでにありますし、来年の3月に大台のサービスエリアがオープンする予定になっておりますが、その辺含めてですね、経営状況はどうなっているのか。特に大台のサービスエリアについては、出店業者の交渉がしばらく前からやっているようですが、現状どうなのか、含めて情報をお聞かせいただきたいと思います。

次に、三浦の地点ですが、これは勢和多気から大泊までの中間地点ということで、立地はあそこに決まったようですが、さきほど申し上げました来年の3月紀勢インターの開通と同時期にオープンする予定になっております大台サービスエリア、それから最近、尾鷲市の奥田市長が公言された尾鷲市の42号線沿線、尾鷲北と尾鷲南、両インターの中間はまだ広域かそうでないかは私本当のところは存じあげませんが、ルート決定いたしていない。国交省もその近々決まる予定もないという、この間所長が申されておりましたけれども、その現道を通ります。現道に道の駅を開設するということを公言されておられますね。

つまり、三浦の北と南に期を同じくして、前後はともかくとしてできるんですが、それとの立地条件の優劣についてどうお考えになっておられるのか。つまり3カ所できて3カ所と

も全部流行るのか、どっかが勝てばどっかが負けるのか、負け犬になるのはどこだろうか、その辺も含めてひとつ冷静な、客観的なお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう1つは、中田を紀北町全体の拠点地域とした場合に、これまで42号線の荷坂峠の下の片上、マンボウのある片上からずうっと三浦までの間の現42号線に立地している商店であるとか、いろんな設備そのものが空洞化する恐れがあるが、これについてどうお考えになっておられるか、なかなか高速道路は一旦下りたら戻って来ません。これはご承知のように大台大宮インターが開いたと同時に、あれだけ流行っていた大台の道の駅が、乗用車はそれでも入っているようですが、大型観光バスはほとんどあそこに立ち寄りなくなったようです。戻らない、つまりそれは数百メートルであっても戻らないというのが、これは世の習いでございますので、その辺についてどうお考えになっておられるのか。

最後に、出店業者の見通しはあるのでしょうか。私のところへは出ますと、出る予定ですと、そのつもりで準備しておりますという方がいらっしゃるのかどうかということも含めて、現時点での見通しをお聞かせいただきたいと思います。以後、関連質問は自席から行います。

議長

町長。

奥山始郎町長

北村議員の質問にお答えいたします。近畿自動車道紀勢線三浦地内SA設置の是非についてのご質問であります。まず1点目の、これまでの検討結果でございますが、三浦休憩施設、これは仮称でありますけれども、検討会は国土交通省において三浦地内に整備が計画されております駐車場・トイレ、道路情報施設等の休憩施設に付帯して、町の活性化のために何を整備すべきかについてのご検討をいただく検討会であり、その検討結果を町にご提案していただくようお願いいたしております。

このことから、広く町内の方々に意見を頂戴したく、各種団体や地元の三浦地区から18名の方々に委員をお願いし、7月に初会合を、8月に2回目の検討会を開催しております。引き続き9月中に3回目の検討会の開催を予定しているところであります。

さて、これまでの検討内容でございますが、初会合では国土交通省紀勢国道工事事務所紀勢国道東紀州事務所の堀江所長様より、近畿自動車道紀勢線の進捗状況と三浦地内の休憩施設について講話をいただいた後に意見交換会を行い、委員間の情報の共有と統一を図っております。また同会合にて、三浦地内の休憩施設について各委員からさまざまな意見が出されましたが、その主な意見を大別いたしますと、海に見える休憩施設の整備、休憩施設を介し

での高速道路乗り入れ、観光等の情報発信施設の整備、防災拠点施設の整備、物産販売施設の整備を望む声が主なものでありました。

8月に開催された2回目の検討会では、そのうち海に見える休憩施設の整備と休憩施設を介しての高速道路への乗り入れ、情報発信施設の整備についてさまざまな意見が出され、検討されたと聞いております。今月に開催予定しております3回目の検討会では、防災拠点施設、物産販売施設等について検討を行うことになっているとお聞きしております、委員の皆様方に引き続きご検討をお願い申し上げるところであります。

現在、進めていただいております検討会からのご提案を基本に、町としての構想をまとめ、それぞれの提案について関係諸団体や専門家から建設費用やランニングコスト、採算性等の詳細について十分にご意見をお聞きするとともに、議員の皆様からのご意見も頂戴したいと考えております。

2点目の物販販売施設整備の所要事業費と町費負担額、及び3点目の運営のためのランニングコストにつきましては、さきに述べたような状況でありますので、所要事業費等の積算については、まださきになるものと考えております。しかしながら、国土交通省が計画されております休憩施設以外の施設につきましては、町または他の団体等が整備し、運営することとなりますので、町の費用負担やランニングコスト等につきましては、将来にわたり過度の負担となることのないように、十分検討するよう担当課に指示をいたしております。

4点目の現行サービスエリアの経営状況について、各地の例を説明されたいとご質問ですが、三浦地内の休憩施設を検討するにあたり、近隣を含めたサービスエリアやパーキングエリアの経営状況について情報の提供を求めましたが、その内容についての情報は提供できないとの回答をいただいております。

5点目の三浦地点の立地についてのうちで、大台SA、尾鷲地内道の駅計画との立地の優劣についてであります。先行して整備される大台地内の休憩施設につきましては、駐車場、トイレ、道路情報施設あわせて大台町と大紀町が中心となって、これまで要望を行った地域の情報発信施設と物産販売施設等を上下線にそれぞれ整備する方向で、中日本高速道路株式会社が施設の設置を進めていると聞いております。三浦地内の休憩施設はこの大台地内の休憩施設から約30km離れていることから、他の地域の高速道路休憩施設とほぼ同じ区間距離となりますので、立地条件としては他の休憩施設と比べ、特に優劣はないものと考えております。

しかしながら、検討委員会の意見にもありますように、三浦地内の休憩施設から海を見る

ことができれば、他の地域の休憩施設と比べ、立ち寄る車が多くなるのではと期待をいたしました。現状の計画案では海を見ることができないとお聞きしており、非常に残念に思っております。

一方、尾鷲市内の道の駅計画については、最近の新聞で情報を得ましたので、早速場所や整備計画等の情報収集を行いました。詳細につきましては確認できておりません。

次に、紀北町内の観光拠点としたときの問題点についてであります。三浦地内の休憩施設を紀北町内の観光拠点とした場合に、紀伊長島区中心部が空洞化する恐れもあるとの議員のご指摘はもっともなことであります。基本的には三浦地内の休憩所施設のエリアのみで、来訪者を迎えるとの考え方ではなく、この施設が街中に来訪者を誘導するための観光拠点の1つになればと考えており、何よりも高速道路から降りていただき、紀北町の歴史、文化、芸術、食、自然体験等を満喫していただける町内環境の整備や施設の充実を図ることが最も重要であると考えております。

次に、出店業者を現実に見込めるのかとのお質問ですが、現在、検討会にて物産販売施設等の整備についても検討がなされているところであります。物産販売施設の整備は特に慎重な検討を要するものと認識しておりますので、検討会のご提案をいただいたあとに、商工関係諸団体や専門家のご意見も十分お聞きして進めることにしたいと考えております。

いずれにいたしましても、近畿自動車道紀勢線の開通が当町のまちづくりに大きなチャンスをもたらすものとなることは確信しておりますが、一歩間違えれば単なる通過点となり、ストローク現象を引き起こすことも懸念されますので、慎重かつ積極的に町内の観光交流事業を進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

それでは再質問させていただきます。私がこういうお尋ねをするのはですね、何でもいいじゃないか、いいじゃないか、それ行け、やれ行けと言った場合に、後の世代に重いツケを回すことがこれまでも度々ございます。最近、負の遺産となったのは、例えばお魚らんど海山、あるいは6月に運営委託していた漁協が解散したダイビングリゾート道瀬、いずれもですね貴重な町民の財産を使った結果が、実は何も残らなかった。むしろ負の遺産を今もたらしたわけです。決してそれは企画した方は悪気があって企画したんでもなしに、多分よかれと思って企画したんでしょうけれども、結果的には負の遺産をもたらした。

つまりもっとやっぱり行政は基本的には商売には向かないんですわ。武士の商法です。やっ
ちがいけないことですわ。そういう機会を提供するのはいいですけども、もう行政が本気
にその気になってやあやあ言って仕掛けたりすると、必ず失敗します。必ずと言っていいぐ
らい失敗します。私は30年ほどの議員経験ですが、商売で成功したのを見たことがない。古
くはレストランマンボウ、レストランマンボウってほとんどの方がご存じないでしょうけれ
ども、億単位の累積赤字を抱えて解体した。それからさきほど申し上げたお魚らんど海山に
しても、たまたま高速の用買にかかったからともかくして、そのうちの町民に入るお金がど
れだけかはやっぱり負の遺産の支払い、和解金として出てしまった。この辺、私やっぱり議
会というのは、議員というのは慎重にいろんな角度から厳しいご意見申し上げて、初めて行
政がうまくいくだろうと思います。

両輪になったらいかんのですわ。よく言います。議会と行政は車の両輪だと言います。あ
れは嘘です。両輪だったら一緒の方向、一緒に行ってしまいます。私は昔から自分の所信と
して弾み車の役目じゃないけど、エンジンとか機械には必ず逆方向に回る錘が、微調整する
ための錘の部分があります、弾み車。つまり右に行き過ぎたら左に調整する。左へ行き過ぎ
たら右に調整して、真っ直ぐ大道を進むようにするのが議員の務めです。旗振りも議員の役
目ではないと私は自分の信念として持っております。それで耳の痛いこともあえて申し上げ
るわけです。

さて、今単なる通過点にならないようにって、まだ単なる通過点でもいいんです。多額の
負担を残して負の遺産になったらいかんから申し上げているんで、それではですね、まだ検
討会はまだまだ進んでいないようなんで、そのことは2番目以降にお尋ねいたしたいと思
います。ここにこういう東紀州事務所国交省がつくったものがありますけれども、これです
ね、この道瀬トンネル 2,044mと、始神トンネル 1,471m、この間、明かり部分で何メー
トルございますか。ここはわかっていると思いますね、何メートルですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

私は今その資料を持ってませんが、担当で持っているんで答えさせてもよろしいか。じゃ、
お願いします。

議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。正確な数字かどうかわかりませんが、私どものほうでサービスエリアの検討の中で出ておる数字としては 700mとお聞きしております。

議長

北村博司君。

6 番 北村博司議員

つまり 2 kmと 1.5kmのトンネルの間の 700m、つまり4.何kmの内が 700m明かりがあるだけです。これ制限速度80kmですね。80kmで 700m通過するのに何十秒ですか、大体で結構です。大体わかるでしょう、80km制限速度。もっと実際は早く走る車が多いと思いますけども、80kmで 700m通過するのに何十秒ですか。そんなにかかりませんよ。1 kmであっても1分かからんわけですから、答えられる人は答えてください。

議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

あくまでザッと計算しただけですけども、議員おっしゃったように1分かからない時間で通過してしまうというふうに認識しております。

議長

北村博司君。

6 番 北村博司議員

60kmで1 kmが1分ですから、80kmだと 700mだと多分30秒から40秒の間でしょう。それでこの航空写真見れば、前の大瀬川沿いの山を全部とってしまわん限り海は見えません。前はないです。ない。30秒か40秒通過する際トンネルとトンネルの間、それも長いトンネルです。両方とも。それで気づきますか、普通。町長あなたの車も運転される 2 kmのトンネルをバーと出て、30秒か40秒のときに施設があるの気づきますか、寄りますか、普通感覚で。ここへ寄ろうというふうじゃなしに、寄りますか。あなたの感覚言ってください。

議長

町長。

奥山始郎町長

そのトンネルとトンネルの間の 700mだけを考えた場合には、大変難しいと思う。思うけど、ここにSAがありますよ、ここに国交省のSAがあるんですよということは、前もって、

前のほうからご案内をしなきゃいかんと思ってます。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

これね、私が言っているんじゃないしに、県の関係者が言ってます。明かり部分が700mしかないのに、おそらく立ち寄る車はほとんどないであろうと、客観的に言っているんです。それで私は旅行エージェント、大手の旅行エージェントの専門家にお尋ねをいたしました。よく通過地点になるとかストロー現象とか言いますが、どう思いますかと、旅行企画をされる担当の方ですが、大泊まで開通したとして、どんどん企画出しますかと言ったら、難しいですねとおっしゃる。これだけ燃料代が上がって、つまりバス代も当然上がるわけです。必要経費いつまでも赤字ではできませんから、当然高くなります。そうなってくると熊野からさきに何があるんですか、新宮に何があるんですか、高い旅行運賃をいただいて、そんな魅力的な企画はないというんですわ。

だから、おそらく一般的な旅行エージェント、バス会社等はそんなに企画は出せない。これが開通しても、これは専門家のその業界の人の言うことです。ですから結局はこの高速道路といわれても、命の道という言葉に象徴されるように、生活道路で当面はそうなるのではないですかと、観光道路にまでにはなかなか行くのは難しい。燃料が今後も高止まりですよ。少し下がることはあっても、そんなに今年の2月、3月の次元まで下がりませんよというのが、専門家のお考えです。町長どう思われます。これは副町長のほうがそういうことは詳しいかもわからんで、お二人のご見解をお聞きしたい。

議長

町長。

奥山始郎町長

さきに私が答えます。あのね、それは議員はいろんな基本的に難しい、無理だな、あそこのSAは無理だなという考えでもって、こういうマイナス条件をパッと旅行エージェントに出したらですね、それはいい答えは返ってきませんよね。ところが、それは誰でも一緒だと思う。しかし、大台のSAから大体30kmあります。まず国交省がそこへトイレを、休憩所とトイレ、情報発信つくります。とすれば、そこの30kmの間で必ずトイレそこへ寄る必要性が出てくるわけですね。

それから、当初、海が見えるということを私は希望したましましたけども、あなたおっしゃる

とおり物理的に無理になってしまったんです。しかしながら、紀北町としては東紀州としてもですね、このSAがあってしかるべきだと、必要なんだというふうな考えを持っておりまして、これをどのように今後PRしていくか、魅力をつくっていくか、それが今後の課題であると思っています。

議長

副町長。

紀平勉副町長

すみません。今、北村議員のご質問はですね、その新しくできる高速道路、これは誘客に結びつかないだろうというご質問でしたので、その点についてお答えさせていただきます。近畿自動車道につきましてはですね、42号線しかないこの地域にとって命の道として住民、かつてからの悲願であったわけです。それがようやく開通する運びとなりました。ですので、この命の道としての役割というのは十分に果していくだろうというふうに思っております。

ただ、命の道だけではなくて、それにプラスアルファとしてですね、観光客がそれを利用して来ていただければ、それはそれに越したことはないし、確かに有り難いと思っております。ですから、これからの施策としてですね、命の道は確保できましたから、いかにその道を使っていただけるかということを知恵を出していくのが、これからの我々の務めだと思っておりますので、そこら辺は知恵を絞っていききたいなというふうに思っております。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

町長は何か錯覚されておられる。30km手前の大台でPRするから寄ってくれると、寄りません。1つ。だからその旅行エージェント言っていました。どちらを選ぶかのいわゆる競争だと、それだけ魅力的なテーマを用意しないと、大台に寄ったら長島には寄りませんよと、これははっきり言っていました。

それと尾鷲は私は強敵だと思うのは、尾鷲市がどんなおつもりか知りませんが、この間、国交省の説明でもあったように、ルート決定当分なさそうです。そうすると街中を走る。街中でいろんな商店がある中に道の駅をつくる。これは非常に有利です。人間誰でもですね、殺風景なところよりも町そのまま寄れるわけですから、ただし、右側にくるか左側によって随分違うと思うんです。相当違うと思いますね。大体土産物屋は町長も誰でもそうですが、帰り道に買いますから、尾鷲の道の駅が松阪方向へ向かってできたら、これはそのさき

の三浦、大台はまず苦戦でしょうね。だからこれによって私は尾鷲によって相当左右されると思います、道の駅。

それと、この検討委員会の中に町長はご存じだと思いますが、当町の海産物業者で高速道路のオアシスほかサービスエリア、あちこちに出店されている方がいらっしゃるのをご存じですね。業者があるのをご存じですね。その方がこの検討委員会の中に入ってますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

この名簿を見たところ、その出店、ほかのSAで出ている人入ってません。入ってません。

6番 北村博司議員

理由を言ってください。なぜ入れないか理由を言ってください。

奥山始郎町長

ああ、入れるべきと議員は考えていらっしゃるのですか。あのね、いろいろ考え方もございまして、各種団体というところで町民を代表していくという集約をしました。それからいろいろ旅行とかに詳しいというようなこともあってですね、これはですね町内の農林、水産、それから観光交流、商工に近い国際交流、婦人会、女性会議等で選ばせていただいたわけなんで、かなり網羅しているんじゃないかと自負しています。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

いや過去の失敗を何にも教訓にしてない。つまりダイビングリゾートは素人で始まったことが、今日を招いたんですよ。誰一人ダイビングライセンス持っている人が入ってない。インストラクターもない。それで業界の方。そんなの最初から成功するはずがない。ノウハウがないのに、誰もノウハウ持ってない。だからノウハウを持っている、町長は元同業者だから知っているでしょう、その方が。私は名前はあえて出しませんけれども、知っているでしょう。その方は何箇所も出している。何箇所も出している。1箇所だけじゃないです。刈谷のオアシスにも出しておるわけ。これは企画課長も産業振興課長も私がお案内したから見てきておるはず。

だから大変厳しいですよ。あれだけの入り込みがあって、もう桁外れですわな、こことは。何倍、ひょっとしたら10倍も20倍もあそこは車通過するでしょう。それで大変厳しい。

飲食店はどうやらやられるみたいだという話を私社長に聞きました。それと近所の農家の方々が朝市のようなやつは、あの近辺の方が買物的に入ってきて買うようです。それでまあまあやっつけていける。一般的な物販は大変厳しいと言っておられましたが、町長はその方、なぜ検討会に加えないのか、私意味わかりませんが、多分商売したことのない方がその中に入っているのではないかと思いますよ。小売商をやったことが、皆さんやっておるんですか、経験があるんですか。町長も小売商やったことないですね、卸店ですわ。卸商ですね。

小売りはやったことないでしょう、そうですね。そういう難しい世界、なぜそういう専門家がいて、本人が断られたんかもどうかも私わかりませんが、私は個人的に詳しい人、町長はそういう知っている方ですから、多分。お聞きになったことないですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員には議員のルートがあってですね、いろいろと専門的な知識を蓄積されていらっしゃると思いますけれども、これ検討委員会は1つのたたき台を提案していただきますけれどもですね、すべてそのとおりというわけではないんです。ですから、将来ランニングコストの負担がかからない。それから投資についてもかからない。それからこの地域として紀北町に何らかのプラスになっていくこと、それから専門家にもまたお知恵を拝借いたします。そういうことをしながらですね、より議員がご指摘することも踏まえてですね、きちんとした運営の仕方をですね、これ行政が主導ですとは言っておりませんから、その辺も十分前者の轍を踏まないということも考えております。以上です。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

ちょっとね産業振興課長、これは当所管やでちょっとお聞きしたいんですけども、古里温泉がこの4月以降、つまりガソリンが高騰して以降減っておるでしょう。私は従業員に聞きましたけども、相当減っている。それは周辺から、これは尾鷲方面、それから錦南島方面相当減ったようです。今まで毎日来ていた人が3日に1回になり、3日に1回だった人が週に1回か10日に1回になったって、つまりガソリン代がお年寄りですから、少しでも節減という、ちょっとある程度情報として知っていると思いますので、ちょっとお答えください。かなり減っているはずですよ。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

議員のご質問にお答えします。議員がおっしゃるように、前年度対比としては減っております。この原因としましては燃油の高騰等が多分にあるんじゃないかと思っております。詳しいちょっと資料が今手元にありません。以上です。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

それから、この近隣の市町で非常に全国区のいい施設があるのをご存じやと思いますよ。三役やったら。大紀町の大宮昆虫館、三重県唯一の施設で岐阜の名和昆虫館に次ぐ規模で大変いい施設で、関東方面からも非常に客集めたんです。それで今年、ごく最近私館長さんにお聞きしたら、もう関東方面からほとんど来なくなったって、それは家族旅行は遠隔に行かないと、近場、ガソリン代、これがガソリン代のこの高止まりというのはね、世の中変えてしまいます。これは大変なことです。おそらく鉄道が昭和5年に開通し、国道42号線が全通し整備され、高速道路ができてといういい部分の革命と、今度は逆の方向へのある意味では革命になります。こんだだけガソリンが上がりますと。

だから、乗用車だった方が軽へ、軽だった方がバイクというぐらいに節減している時代に、私は今までの感覚をバーンと切り替えるべきだと思います。そんなに来ません、はっきり申し上げて。まだ長島は東紀州の中で私は一番有利だと思っておるんです。これからさき多分熊野方面は予想外でしょう。近場で少しでも、これは釣り客でも近場近場になってますが、どうですか町長、この辺は感覚としてそう思われませんか。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員も相当その辺のガソリンの燃料費とあわせてですねお客様、あるいは人間の動きというものを読んでおられると思います。それにはですね、例えば国交省がこの高速道路の利用客が減ってきたということで、夜間割引を時間を増やしてますね。それから割引料率を上げてますよね。そのことは対応していることになるんでしょうけれども、この有限のオイルの資源からいうたら、燃料が下がっていくとは思えませんね。その中でどんな魅力をつくるの

かということ、十分これ検討されなきゃいかん。

それで、ちょっと話は飛びますけども、SAについてはこれは国交省がつくってくれるわけなんです。その中で一部紀北町の物販とか情報発信とか、休憩とかいうことがどう対応していくかということでもありますんで、その辺は十分検討されるべきと考えています。以上です。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

わかりました。私は基本的に紀北町全体の地域振興を考えたら、本当はね入口はやっぱり片上方面からグーッと現道の42号線流せたら最高なんです。ただ、現実には紀伊長島インターから山本、玉の商店街へ抜けてインター線ができますね。あそこは平面交差、下は平面です。というのは商店街の誘導地域になっておるんですよ。これは国交省もネクスコもそういう計画を立てた。それでそれをその場所はこの一帯ではあそこだけなんです。商店街の誘導、新しい商店街の誘導地区というのは、山本だけです。だからその部分を活用して紀伊長島インターから車を下ろして、ズーッと海山区まで流さず、通行させるというのがこの地域にとって最大のメリットなんです。

私はね、玄関で客を迎えるべきだと思います。今、町長がおっしゃっていただける感覚というか、町長は多分違うんでしょうけれども、横の木戸から人を迎えるような感覚ですね。玄関を横っ腹につくるような、やっぱり入口、玄関口に考えるべきです。そのためにこれまで歩観会にしても、何でしたか創造空間やったか、にしても街中へ客を導入することを考えているんで、ずっと努力をしてくれているんで、この何年間か。高速道路の上で止めるんだったら意味がないんですわ、はっきり言うて。プラスになるのは尾鷲だけ、入口で宣伝するのが一番なんです。

だから、紀北町の宣伝は大台でやるべきなんです。喉を通過して横っ腹で宣伝してどうするんですか、間違ってますよ。自分とこの街中で入口やなしに、もっと手前からやるべきで入口の山本から降ろすべきです。民間でそういう計画があると聞いてますが、物販施設やろうと企画している方もいらっしゃるようですね、紀伊長島インターの出たところで。私はそのほうがこの紀北町全体にとって大きなプラスだと、私は基本的には考えてます。その辺についての町長のご所見をいただいて、今議会の一般質問を終わりたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員が考えておられるその紀北町の入口で車を降ろす、お客さんを降ろすという、それからずっとこの海山インターであげる。その論理はよくわかります。そういう場合もあるけれども、紀北町のサービスエリアがあるということによってですね、物品のPRもできます。それからそれがどこへプラスするかそれはわかりませんが、基本は紀北町にプラスになるように考えてやります。

それから情報の発信もあります。その情報の発信は紀北町がいかにか魅力的なものがあるのかどうかということも、発信しなければわからんでしょう。もちろんそれは案内はするんですよ。それはあそこだけで案内するんじゃなくて、もっと前のほうでPRをしなきゃいかんと思っています。これは国交省もそのようなアイデアを出しておられますけども、ただどういうふうにするのか決まっておられません。しかし、そういうことをやりながらですね、紀北町自身の観光の厚さというものをPRして行って、物販だけではないものを考えていきたいなと思っています。以上です。

議長

これで北村博司君の質問を終わります。

議長

ここで3時15分まで暫時休憩いたします。

(午後 3時 02分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 15分)

議長

次に、3番 近澤チヅル君の発言を許します。

3番 近澤チヅル議員

3番 近澤チヅル、9月議会の一般質問を行います。1つ目といたしまして、環境にやさしいまちづくり、循環型社会のまちづくりを目指してお伺いいたします。

私たちは今、大きな岐路に立たされています。これまでのような使い捨ての生活を続けるのか、それとも限りある資源を繰り返し使う無駄のない生活スタイルをか。使い捨ての社会はすでに限界を越えています。これからは「もったいない」の価値観が持続可能社会をつくるキーワードになります。美しいふるさとをもっと自慢できるふるさとにして、未来の世代に引き継ぐために身近なところから始めましょう。

大木循環センターくるるんが完成し、生ごみなどの再資源化という新しい取り組みがスタートしました。私たちはこの取り組みを契機に、何ひとつ無駄にしなかった先人の知恵に学び、今後さらに循環のまちづくりを推進していくことを、ここに宣言します。

これは今年3月福岡県大木町のもったいない宣言です。町がこう宣言いたしました。ごみの再資源化を進め、2016年までにごみの焼却、埋め立て処分をしない町を目指して宣言をしたものです。この中にある大木循環センターくるるんというのが、町内から発生するすべての生ごみや浄化槽汚泥、し尿をメタン発酵させ、バイオガスを回収してその施設の発電や熱として利用する。さらに発酵後の消化液を有機液体肥料くるっ肥として活用する、そのための施設だそうです。生ごみの分別とくるるんの稼働で燃やすごみは、2005年と比べて2年間で44%以上削減されたということです。肥料は年間6,000tも生産され、町内農家や家庭に無料で提供され、収穫した米は「和の恵み」という名称で、特別栽培米として学校給食の利用や、住民への優先販売を行っているということです。同じ循環型社会を目指す紀北町にとっても、学ぶべきことはたくさんあるこの大木町の宣言だと思います。

そして環境政策だと思いますが、続きまして紀北町のごみの減量についてお尋ねいたします。紀北町のごみは平成14年度をピークに、15年度からは両リサイクルセンターで各500t、計1,000t余り減り、1年間で7,000t集まっております。その後は横ばい状況です。人口も減ありますが、16品目の分別を行っている住民と行政の協働の成果だと思います。さらに、減量には一般ごみの半分を占めるとも言われております生ごみの分別減量がどうしても必要ですが、どのような対策を計画されているのか、お伺いいたします。

2番目、RDF、リサイクルセンターについて、財政面を考え、2カ所あるリサイクルセンターを1カ所に絞って稼働させる方向について、今日議論されております。管理費、ダイ

オキシンの問題もありますが、国の補助金の返還金も大きな問題とされております。今年の6月27日、「骨太の方針2008年」が閣議決定されました。この骨太の方針は次年度の予算編成の内閣方針であると同時に、中間的な基本方向を示すものと言われております。

その中の地方分権改革推進委員会の第1次勧告が6月27日に行われたわけですが、その中で、一定の結論を出したとされる2分野の1つが補助金対象財産の財産処分の弾力化です。内容は国の補助で整備をした施設を廃止、転用する際には、おおむね10年以上経過したものは用途や譲渡先は自由、補助金の国への納付返還も原則不要、2番目としまして、市町村合併や災害による財産処分は10年経過以前でも同様の扱いにするというものでした。海山リサイクルセンターは4億8,400万円、また紀伊長島リサイクルセンターは5億8,400万円の国の補助を受けておりますが、この第1次勧告について町長はどのように考えておられるか、お伺いいたします。

3. し尿処理事業について、現在の施設は平成6年4月から稼動しております。し尿処理施設は20年を目安に建て替えが必要だと言われておりますが、10年経ったら次の施設を替えなければいけないとも言われております。約15年経った今、待ったなしの課題ですが、どのように企画されているのか、お伺いいたします。

4番目、ごみゼロ宣言について、過去にも同じ問いをしましたが、再度質問いたします。ごみ問題は住民と行政が一体になり、本気で取り組まなければ進みません。逆に言えばすべての住民にかかわるもので、ごみを減らして美しい町をつくる、そのもの自体が自分たちのまちづくりの行動です。合併して3年、住民と力を合わせて後世に残るまちづくりを進めていかなければなりません。毎日できる、皆ができる、そして協働してできる、それがごみの減量だと思います。まちづくりそのものだと考えますが、その意志統一のスタートに大木町のような「もったいない宣言」をして、スタートするのがベストだと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

2番、後期高齢者医療制度について、6月議会でも質問いたしましたが、時間切れになってしまい再質問いたします。9月15日は敬老の日でした。紀北町でも13日に第3回高齢者福祉大会が開催されました。敬老の日は敗戦直後に兵庫野間谷村に、現在の多可町で高齢者に敬意を表すとともに、高齢者の知識や人生経験を学ぼうと設けたのが始まりとされております。77歳は喜寿、88歳で米寿などを祝うことは日本の温かい伝統となってきました。

当町でも13日には100歳の長寿の方4人、新長寿夫妻、また米寿の方のお祝いをしました。このように世界にあまり例のない敬老の日記念日を持つ日本で、政府は75歳になったら後期

高齢者と呼んでやっかい者扱いにする、世界に例のない差別医療を4月1日から導入しました。75歳の誕生日を迎えただけで、今までの保険から追い出し、別枠の保険制度に追い込み、重い負担を押し付ける。これは世界で類がないことです。この制度は続けば続くほど痛みがひどくなる仕組みで、長寿の人が増えれば増えるほど保険料が上がることになっております。

また、すべての世代に重い負担と医療切り捨てを押し付けるものです。現代版姥捨山とも言えるこの制度にスタートの前から日本列島を揺るがす怒りが沸き起こりました。そしてその怒りが国会では参議院で野党4党が共同提案により、廃止法案が提出され可決、そして衆議院では継続審議、今もそうっております。

あまりにも怒りが強いため、スタートして2ヵ月後の6月に政府は一部手直しをせざるを得ない状況に陥りました。保険料の追加の軽減措置や、希望者は保険料の年金天引きから口座振替えへの変更、後期高齢者終末期相談支援料などは廃止、見直しがされましたが、あまりにも急速で高齢者の方はもちろん、担当課でも大変な混乱があったと聞いております。

ところが健康づくり、健康診断については行政の義務から外されました。また糖尿病や高血圧で診療所に通っている人に導入された定額制包括払い、月6,000円、これは後期高齢者診療料というそうですがそれはそのまま、入院では高齢者を病院から追い出す後期高齢者退院調整加算、これもそのまま医師の良心を買収するものだと言われ、医師会からも反対の声が上がっております。

このように75歳以上というその年齢だけで、高齢者を差別するという制度の根本が間違っている以上、この見直しではなく、そここのところには手が付けられておりません。この制度は撤廃するしかないというのが、高齢者の方の多くの意見でございます。当町におきましても20年度の保険料徴収開始通知書が、8月11日付三重県北牟婁郡紀北町奥山始郎名で配付されました。その後役場においては電話や来庁者が多くあったと聞いております。その件数や内容はどうだったのか、まずお伺いたします。

健康診断についても広域連合から8月に健診の受診券が郵送されました。これは義務から努力に変わり、そのうえ血圧を下げる薬、インシュリン注射、または血糖値を下げる薬、コレステロールを下げる薬を服用している人は、受診できないとも聞いておりますが、どうなのか、封書の中には詳しい説明がありませんでしたが、詳しい説明をお伺いたします。

また、脳ドックについては紀伊長島町では実施されておりました。そして合併して紀北町、旧海山町にもこの制度は受け継がれ、皆が喜んでおります。その中の1つではありますが、75歳以上はこの脳ドックへの補助も打ち切られました。昨年の75歳以上の方は3名利用したと

言われております。わずかな予算だと思います。町独自で補助すべきですが、町長の考えをお伺いいたします。

3番目といたしまして、長寿を喜ばなくてはいけないのに、長寿を喜べない制度ではないかという質問をいたしますが、このことについては町長の答弁は結構ですので、私ここで質問して自席で再質問させていただきます。まずここで1点だけ高齢者の声をお聞きください。

元気で長生きしたい。そういう思いで週に2回集会所で体操をしているお年寄りたちがいるということで、私もそこに伺って話を聞いてきました。その日はちょうど1年に一回の味噌づくりをしていたところで、その味噌づくりが終わってから体操をし、寝そべって雑談をしておりました。その中の1人の昭和4年生れの女性は、後期高齢者医療について話をしてくれました。「私の子ども時代は戦争中で小学校4年生から学校へは勉強に行くのではなく、鎌を持って登校した。学校の畑の仕事はもちろん、戦争で男手がなくなった農家の農作業を助けるため村中を回った。私の母親は自分の家の手伝いもできないのに、あの子は大丈夫だろうかいつも心配をしてくれていた。でも私はお国のためにと皆と一緒に必死だった。そして戦後一番大変な中、家族のために働き何とか乗り越えてきた。今も少ない年金で物価も上がり大変ですが、やり繰りをして慎ましく生活をしている。そして元気でいなくては皆にも迷惑をかける。そう思い、体操もしている。そしてこの体操も続けられるのも使用料が無料だから続けられる。そういうところにこの制度内容を知るにつけ、長生きするなということやねと仲間と話をしている。そんなんやったら早う死ななあかんねえともいう話をしている。だけど私は意地でも生きてやる。そう思った」と言っておりました。

「年金から引かれるのが多いとか少ないとか、そんな話ではないのです」と、声は小さいが厳しい口調で話してくれました。その方の人生を見たような気持ちでした。このことについては、また自席で町長の考えを再質問させていただきます。1回目の質問を終わります。

議長

町長。

奥山始郎町長

近澤議員のご質問にお答えします。ごみの減量についてであります。これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を続けてきた結果、さまざまな環境問題が生じており、また資源エネルギーの枯渇も懸念されております。国においても環境問題と資源問題を克服するため、ごみの発生抑制リデュース、部品等の再使用リユース、使用済み製品の原材料としての再利用リサイクルの、いわゆる3Rを推進し、環境型社会を構築していくことが重要と位置づけ

られています。

ごみの減量には、自然循環型社会の確立が不可欠であり、住民一人ひとりが日々の生活の中で、3Rを実践し、環境に配慮した生活が求められています。本町としましては、この3Rの円滑な推進を図るため、これまでも広報紙や行政放送で啓発したり、ごみの分別と出し方のパンフレットの配付などの情報提供を行っており、住民の方々にはご協力をいただいているところですが、今後とも分別の啓発を進めてまいりたいと思います。

また、生ごみの減量に関しては水をよく切ることを励行していただくことと、これまでコンポストや生ごみ処理機の購入費助成を行っております。そして「もったいない」の価値観をより啓発し、引き続きごみの資源化を推進するとともに、資源ごみステーションの整備等を進めてまいりたいと考えております。

次に、RDFリサイクルセンターについてであります。議員ご承知のとおり本町には紀伊長島リサイクルセンターと海山リサイクルセンターがあり、両施設で年間約7,100t、1日に約30t、ないし35tのごみを処理して、年間約3,400tのRDFを製造しております。RDFの処理につきましては、三重県企業庁の三重ごみ固形燃料発電所に委託して処理しています。議員ご指摘のごみの減量は、ごみが少なくなればRDFが減少し、処理委託料や灯油等の費用の削減につながるとともに、1ヵ所のリサイクルセンターでごみ処理が可能になると推察されていると思います。しかしながら、各々の施設の処理能力は1日当たり約20tであるため、相当のごみの減量化が図られなくてはならず、現状では実現は厳しい状況と考えられます。

なお、適化法ですか、適正化法が改正され、補助金の扱いが弾力化されたことは承知いたしております。RDFの両施設については財源として起債も活用している一方で、起債を活用していることから、廃止するにあたっては、その残分、平成20年度現在で16億円を一括返済する必要があるなどの問題もあります。今後のごみ処理法については、将来に向けて検討しているところでございます。

次に、し尿処理事業についてであります。これまで廃棄物でしかなかったし尿、浄化槽汚泥などの有機性廃棄物はその保有する化学エネルギーを有効利用し、メタン発酵によるエネルギーの回収や堆肥化処理することにより、土壌改良材や園芸肥料として還元利用が可能となります。また、あわせて生ごみ事業系食品廃棄物、ペット糞尿など、再生処理も技術的には可能であります。しかしながら、本町のし尿処理施設である紀北町クリーンセンターでは、新たな施設の整備が必要であり、肥料などの製造はできませんが、今後の方針計画時に

処理方法の1つとして考慮していきたいと考えております。

次に、ごみゼロ宣言についてであります。議員ご提案のごみゼロ宣言についてであります。本町ではRDF施設の建設を機に、ごみの固形燃料化や資源ごみの分別収集を導入し、効果をあげております。三重県が作成しているごみゼロ社会実現プランは、法律等に基づいて定められているものではなく、住民・事業者・町等がごみをなくそうとする熱意や、相互の協力があって長期間にわたり取り組みを継続していくことが必要となります。本町といたしましては、住民の方々に「もったいない」の意識を持っていただき、ごみの減量化と資源化にご理解、ご協力をいただき、今後も引き続き啓発活動等を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、後期高齢者医療についてお答えします。

保険料の見直しがされ軽減されたが、それについての問い合わせ状況はというご質問ですが、8月12日に保険料決定通知書を送付いたしまして、その後8月末までの保険料関係の問い合わせ状況でございますが、普通徴収関係 207件、算定根拠 203件等全体で 610件ございました。

次に、75歳以上の方は薬を飲んでいる方は受けられないなど、差別しているというご質問ですが、長寿医療健康保険審査においては、薬の飲んでいる方すべての方が受けられないというのではなく、生活習慣病の治療中の方が対象外となっております。

次に、脳ドックも受けられないようになったが、町独自でできないかというご質問ですが、これまでの国保制度におきましては、75歳以上の方が脳ドックを受診する場合、助成をどうかの判断は保険者、すなわち市町が、町の判断とされており、我が町におきましてはこれまで一部助成をしておりましたが、議員もご存じのように後期高齢者医療制度の事業運営につきましては、三重県下一つの三重県後期高齢者医療広域連合で行いますことから、脳ドックの助成につきましても、この広域連合の判断となります。この判断の結果として、現在はやってはございませんが、今後の対応につきましては、各市町とよく協議をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

それでは再質問させていただきます。ごみの減量化についてはですね、啓発をしていきたいとか、もう今のやっていることを、これ以上長期にそういう展望を持っているとかという

話はなかったんですけども、今やって水をよく切ることとか、そういうことでは、私はごみは減らないと思うんですけども、長期的な展望もお持ちではないのでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

現在、ごみの処理はですねRDFでやっております。長期についてはですね、将来、機が熟してくる場合にはですね、いろいろ広域的なことも考えてやらなくてはいけないと考えております。現在においてはごみを減量していく、町民の皆さんに協力をいただっていくということが、非常に重要な項目になっております。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

広域でやっていくということですけども、広域化して処理は効率化されると思うんですけど、住民の方のごみへの意識も遠のくと思うんですね。住民の人の意見がなかなか通らないこともありますし、私は今回は大木町ですか、長期的な展望を持ってですね、生ごみとし尿処理がこううまく1つの方法ではないかなという思いで、長期的な展望で今回は提案させていただきました。

そして、生ごみに関してはですね減量と、少し話は違うんですけども、先日来、先日、地方新聞で紀北町のごみの減量の袋の有料化の話が進んでいるとか、そのような記事が載ったかと思うんですけども、私はそんなことは全然ないとは思いますが、事実はどうなんでしょうか、有料化について。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員がご提案された福岡県の大木町の実態ですね、いいと思いますけれども、本町においては、今RDFを製造してごみを処理しているわけですから、それを長期的な展望を持っているのかというと、今のところ大変な経費がかかると思いますよ。ですから、今の現有の施設で処理していく、それを効率良くやっていくというのが大事なことではないかと思ってます。

それから、ごみ袋の有料化は考えております。今、担当課ではそれを検討している、考えております。私は指示しております。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

担当課には指示しておりますという話ですけれども、担当課へ指示していますということですね。ごみ袋ですね有料化してもごみは減らないというのが、今の全国のデータでも出ております。一時的にはごみは減りますけれども、またすぐに元に戻るんですね。やっぱりごみを分別して、生ごみをどう資源として利用するかというのが、ごみの減量化には一番大切なことだと思うわけですが、そのところをですね論議せずに、このままと言いながら、ごみ有料化について考えていくというのは、私は納得いかないんですけれども、そのことについても町民への説明も正式にはされていないと思って、今びっくりしたわけなんですけれども、あの新聞の記事は本当だったのか。そういうことは初めて聞いたんですけれども、詳しい説明をお願いいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

これもですね、議員はよくご存じのとおり一時は減るんです、ごみは。また戻ってくるとというのがパターンなんですけれども、あくまでもごみを減量化していく1つの手段であると、それを効果的に持続的にやっていくのがねらいでありますから、よく検討してからご提示させていただきたいと思っています。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

検討してから提示するという、検討中ということですね。提示はしてないですね。検討中ということですね。是非全国にいろんな例も、町長も今自ら一時的には減る。でもまた戻る。そういうことなぜするのかということ、私には理解できない。そのことを申し上げておきます。

そして、ごみゼロ宣言についてはですね、住民のために私、力をあわせるために、できることから始めるために必要だと思うんですね。住民はですね16品目、また長島では14品目とも聞いておりますけれども、必死になって今ごみの分別に精を出しているわけです。そしてこんなに綺麗に、海山区の引本のごみステーションなんです。こんなに綺麗にして頑張ってい

る住民もおるのですね、啓発しなくとももう知らないところで、行っている住民もいるんです。だからそういう人たちの気持ちもくみ取っていただいでですね、そしてその人たちの力を得て、この協働のことを進めていかななくてはいけないと思うんです。

大木町なんかも生ごみの分別をするのに、地域によって表彰しているそうです。ほかの物が混ざっていないところは、私こんなになっているところも表彰に値するんじゃないかなと思うんです。そういうことを行政としてやっていくことで、町民の協力も得られるのではないかなと思うんですけれども、皆が協力してやれば、私いい意味の競争はいいと思うんです。綺麗になる競争、これは本当に引本地区のこれ撮影のために撮ったのではないんですよ。現実なんです。9月8日の、だから是非いいことは町も応援して、そして皆のこともこういうところもあるよということ、広報やZTVで放送して皆の意識を高めていくべきではないかなと思います、町長どうでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

その写真は初めて見ましたが、大変立派に綺麗に整理整頓されていると思います。議員の提案として受け止めてですね、よく考えたいと思います。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

やることなんか、検討していくという、考えていくというね、考えてやっていただけるのでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

僕もやれるものはやりますと言いたいんですよ。どんな質問に対しても。それが言えないところに非常に私も無念な思いがあるんです。言うたらどうしても、どんな状態でもやらなくちゃいけないことになってしまいます。ですから、その辺を検討するとか、協議させていただくとか、勉強しますということで、おくみ取り願いたいんですわ。

そうしないと、どんなことでも即断即決、即答しなければいけないとなると、これは責任者として大変な重荷になってまいりますんで、そこはいろんな状況、いろんなパターンを考

えて言っているわけなんです。ご理解をいただきたいと思います。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

町長の言うことはわかりますけど、私には理解できません。これ表彰してZTVに流す、そして綺麗にする競争に予算はそんなに要らないと思うんですよね。それ以上の効果があがると思います。それでもやっぱり検討中ということ、いろんなお金の要らないことを私今回は提案したと思うんですけれども、是非そういう返事で私は理解はできません。

続きまして、住民の皆さんの中に、誰も皆自分の町は綺麗にしたいと思っておるんです。ごみステーションだって開けたときに汚いのは嫌なんです。だから皆が綺麗にしたいと思っているけれども、できないところにやっている人がいるんだから、こういうことをそれこそ、それこそ行政がやることじゃないんでしょうか。いいことをやっているところは認めて、町中へ知らせる。そのための費用は私は惜しまない。またあんまり要らないと思います。このことについては、そのことを申し上げまして、次に行かせていただきます。

後期高齢者医療制度についてですが、保険料については2,610件の問い合わせがあったと、合計してですね、あったということですが、本当に複雑なんです。ここに持ってきました、何件か持ってきましたんですけれども、この方はもう軽減で所得が、所得税の軽減があった方なんですけども、4月、6月、8月の年金から引かれるんです。でも安くなったかわりに10月から普通徴収になるんです。役場へ来て納めなければいけない。または口座振替の手続きをしなくてははいけない。高齢者の方にこんなのもとても理解はしにくいし、私はもう安くなったことはいいとは思いますが、滞納とかそういうの原因になると思うんですが、何も説明入ってないんですよ。このまま袋に入れて、これは口座振替にしたらどうかなと思って、役場でもらってきて、この方に勧めようかなとは思っているんですけども、こんなのは入ってないんですね。

ただ町長名で、紀北町からこうやって送ってきただけなんです。そして10月から年金振替になる方はですね、今まで社会保険とかそういう高齢者の方でも75歳以上の方でもみえるんですけども、10月からは年金振込になるけれども、その前の半年分は8月と9月に普通徴収で払わなければならないんです。半年分を2ヵ月で払わなければいけない。そういうことについてはとても、これもまた今、水道料でも2ヵ月で3ヵ月分払わなくてははいけないということで、紀伊長島町のほうから払わないという声が出てるんですけども、それ以上のことなんです。

ども、このような町長名で出しておられますけども、現実があるということ、またどのように、滞納者が出るのが予想されますけども、手立てをとるのかお伺いたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

私ちょっとわかりかねておる部分でありますので、担当課長に説明させていただきます。

議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

ご質問2点あったと思います。1点目はですね、保険料の決定通知を送ったときに決定通知だけということで、さきほどの普通徴収、それから特別徴収等の案内がですね、何も入ってなかったということなんです、これにつきましてはですね、そうではなくてうちのほうから6月に改正されました保険料の軽減とか、また特別徴収のほうから普通徴収に今度見直しされましたんですが、そのことにつきましてはですね、あわせてお知らせということで、文を付けてですね、うちのほうからは送付をさせていただいております。

それから、これから普通徴収に切り替わった方に対してですね、どのような形で、滞納が増えてくるのではないかと、どのような格好でその辺のご理解を願うのかと、やっていくのかということでございますが、うちといたしましては、普通徴収であろうが特別徴収であろうがですね、この後期高齢者医療制度も保険料で国保事業でもそうなんです、保険料で賄っている事業でございますので、町民の方、該当の方につきましてはですね、それぞれ滞納のないようお願いしたいということで思ってますし、またそういった形で啓発もしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

6月に案内はして、8月には入ってなかったわけで、高齢者の方に理解してもらえないとは思えません。是非そのこと、また徴収の方法についてもですね、課のほうで検討お願いしたいと思います。後期高齢者のことに関しましては、さきほど昭和7年生れの方の気持ちというのをお話しましたがけれども、町長お聞きしてどんな感想持たれましたか。

議長

町長。

奥山始郎町長

これまでの制度が今度は後期高齢者医療になったということで、表現は非常にきついですけれども、75歳になった方々は姥捨山だとか、そういうことをおっしゃる方もいると、これはメディアが報じています。しかしながら、あくまでも医療の保険ですから、受益者が負担していく基本というものもご理解をいただきたいなと思っております。制度が国の事情によって変わってくる、いろいろそれは事情があるでしょうけれども、それが今進んでいるというところもあってですね、ご理解はいただきたいなと思っております。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

今の、私はですね、町長は後期高齢者の広域連合の紀北町の代表としての委員でもあられるわけですね。そこへ行って発言できるのは町長だけなんです。マスコミでも報道しているがと言いましたが、私は長島の人その生の声を今お届けしたんです。そのことについてどう思いますかという質問したんです。

議長

町長。

奥山始郎町長

それについては、大変厳しい受け取り方をしていらっしゃるなと思っておりますし、実情はいろいろあってですね、収入の多い人、少ない人それぞれに対応できるような改正を、今、実現しているんですから、その辺はご理解をいただきたいなと思っています。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

やっぱり理解はできません。それで脳ドックについて、たった3件です。補助はいくら、昨年度はいくらだったんでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

担当課長に答えさせます。

議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

お答えいたします。脳ドックにつきましてはですね、75歳以上の方、昨年度50名全体であったんですか、75歳以上の方が3名ということで、1人当たり脳ドックの費用としましては、2万3,700円かかりました。個人負担がそのうち3割ですので7,110円ということで、残り1万6,590円が保険者負担ということで、3名おりましたので、保険者負担の合計額は4万9,770円となっております。以上でございます。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

たった5万円弱のことで、今ここでご返事できない、近隣市町の状況を見て判断されるということですが、私そのことは本当に怒りでいっぱいです。高齢者の方全部受けるのではなくて心配な方が受けるんですね。たった5万円のことで町独自で今までどおり75歳以上の方ができないのは、本当に許せない気持ちですが、お変わりはありませんのだと思います。

私、もう時間がないということで、まとめさせていただきます。そのことについては最後に町長にお答えを願いますが、長寿は喜ばなくてはいけないんですよね。そしてまちづくりにももう今までのような使い捨ての時代ではなくてですね、古い人の知恵を借りよう、そして長生きして良かったというような町をつくっていくことが、若い人をも支え、若い人にも元気を与えると思うんです。年をとってああいうようになるんかと言うて、そしてたら少子高齢化の世の中で、俺たちのときになったらどうなるかわからない、そう若い人はそう思われると思います。

年寄りに高齢者の方に75歳以上だから、5万円の手当もできない。そんな悲しい紀北町の町長なんかと思いますが、本当にこの脳ドックも近隣市町の人と話し合ってからでないと決断ができないのでしょうか、最後にお答えください。

議長

町長。

奥山始郎町長

これはさきほどもお答えさせていただいたように、これを決定するのは、その事業者なんです。つまり広域連合なんです。ですから、単独ですることは1つはルールがちょっと外れ

るなと思います。しかしながら、5万円、5万円で、その額を言っているんじゃないくて、制度として皆さんと相談のうえで決めたいと言っているんです。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

制度として脳ドックは受けられないんですけれども、私が言っているのは町独自でやれるはずです。町単で、そういうことを言っているんです。回答お願いいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

町独自でやるということには、いろんな制約がありますから、これを今までどおりお答えしているわけなんです。ご理解いただきたい。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

どういう制約があるんでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

さきほども申し上げたとおり、三重県後期高齢者医療広域連合で行いますと、この脳ドックについての助成は。それが決定すれば町としてもそれを実施いたします。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

国保です、三重県でも人間ドックを補助をやっていた市とか町で、後期高齢者になってできなくなって、市や町独自でやっているところもあります。それは何十万円とか何百万円というお金です。なのになぜ紀北町でそういう規則でやれないんですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

やれるところはやれるんでしょうけれども、私の考えとしてはこの三重県の制度として、広域連合を重視しているということでございます。

議長

時間です。

これで近澤チヅル君の質問を終わります。

次に、17番 松永征也君の発言を許します。

17番 松永征也議員

17番 松永征也、一般質問をいたします。

財政状況についてと、町道舗装の管理についてをお聞きいたします。

まず、財政状況についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる地方公共団体財政健全化法が、平成20年4月1日に施行されました。財政健全化法は、再建する市町村のみを対象にするのではなく、すべての市町村について健全化判断比率とされる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、それに将来負担比率の4つの財政指標を毎年算定し、監査委員の審査に付して議会に報告するとともに、広く町民に公表することとされております。

これに基づいて今定例会に平成19年度決算に基づいた数値が報告されたところであります。それによりますと、紀北町においては4指標とも健全段階でありますので、ひとまず安堵いたしました。しかし、健全化判断比率の基準値はこれ以上悪化すれば、不健全であるという数値のあくまでも目安であって、それを下回ってれば良いというものではないと考えます。

したがって、財政健全化判断比率において、早期健全化段階にならないことは、むしろ当然のことでありまして財政再生段階になることは、ごくごく例外であって異常な状態であると考えます。

本町においては、合併後すでに3年が経過しており、今後は合併効果による国・県からの交付金等に多くは望めないなかであって、人口の減少や急速な少子高齢化の進展などによって、財政は一層厳しくなることが懸念されるところであります。町行政の基本となる財政運営を将来にわたって健全財政を堅持していくための不断の努力が強く求められているものと考えます。

今、健全段階であったとしても、決してそれは満足することなく、財政健全化法が施行されたことを契機として、自主的な財政規律に努めていくことが肝要であり、今後においては

財政健全化の目標を財政指標も含めて定めるなど、常に財政健全化に取り組んでいくことが重要な課題であると考えます。

岐阜県多治見市では昨年健全な財政に関する条例を自ら制定して、財政健全化に取り組んでおられます。本町においても独自の条例を制定するなどして目標を定め、持続的な財政の健全化に努めていくべきではないかと考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

次に、町道舗装の管理についてご質問いたします。

町道の舗装の管理について、道路管理者である町長は、どのような判断基準をもって管理されておられるのか、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

特に、中里1号線ではありますが、いたみがひどいため、地元では10年来、陳情・要望を重ねているにもかかわらず、何の対応もされていないのが現状であります。この路線は、旧国道でありますので、以前はバスも通行していた幹線の道路であります。しかも、小、中、高校生の通学路ともなっておりますが、小松原工業団地への通勤する車両など、大変交通量の多い路線であります。

しかしながら、道路の舗装はひどくいたんでいるために、水たまりの泥水を衣服にかぶるなど、多くの人々が長年困り果てているのが現状であります。雨が上がっても2日ぐらいは路面に水がたまっているような状態であり、おそらく町内では一番ひどい、町外でもこのようなところは見られないのではないかと考えております。道路管理者である町長は、どのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

松永議員のご質問にお答えいたします。紀北町の平成19年度における健全化判断比率は、本議会にすでに報告いたしましたとおりで、いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。しかしながら、議員ご指摘のように早期健全化基準を超えないことは当然のことで、1つでもこの基準を超えることとなった場合は、予算編成に支障をきたすことが考えられます。

最近の情報では確定したものではないものの、国の予算における地方交付税が前年比3.9%減と報じられておりますし、平成23年度以降は今後の人口の減少などを加味すると、さらに地方交付税や町税収入の減少が予想され、大変厳しい財政状況となることが危惧されます。

このようなことを考慮すれば、決して今の健全化判断比率に満足してはられないものと

考えており、今後とも行財政改革を着実に実行し、持続可能な財政運営をしていく必要があるものと考えております。

議員がお調べになった多治見市におきましては、平成19年12月に財政運営の指針、並びに基本的な原則及び制度を定めることを目的に、多治見市健全な財政に関する条例を制定し、独自の財政判断指標を定め、議会に報告し公表することとしており、財政健全化法を先取りしたものとなっております。

多治見市の定める指標は、市独自のものであることから、他の地方自治体との比較が困難であることから、全国一律の考え方で出される指標を用いる財政健全化法の比率を用いたほうが、より住民の方々にわかりやすいものと考えております。当面は、この財政健全化法の数値を活用しながら行財政改革、アクションプログラムや定員管理計画、または地方債残高につきましては、さきの3月議会定例会で申し上げました標準財政規模の2倍以内とするなどの数値を目標として、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

次に、2点目の町道舗装の管理についてのご質問に、お答えします。

町道中里1号線の舗装につきましては、延長720mのうち旧海山町時代に往古橋から新田方面の約200mで、舗装修繕が行われていますが、議員ご指摘のように往古橋から郷土資料館前を経過して上里方面にかけての延長約500mにつきましては、舗装の損傷が著しく、水たまりができるなどご迷惑をおかけしていることから、地元から陳情、ご要望をいただいていることについて承知をいたしております。

また、現地の確認もさせていただきました。町道は地域の皆様の生活に直接的に密着していることから、維持管理は大変重要であると認識しておりますが、財源等の問題から十分に管理が行き届かず、大変申し訳なく思っているところでございます。町道の維持管理につきましては、現在、全町的にも数多くの地区の舗装修繕等が必要な状況でございますが、中里1号線のように修繕規模の大きな路線につきましては、限られた財源の中で年次的、かつ計画的に実施していきたいと考えますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

まず、町財政につきましてはですね、確かに合併後のですね、行財政改革等によって、借入金で大体20億円減らしております。また逆に積立金についてもですね10億円程度増やして

おるといふことで、このことにつきましてはですね、理事者並びに職員のご努力に敬意を申し上げます。しかし、まだまだ厳しい状況には変わらないわけなんで、自立した町をつくっていくためにはですね、財政の健全化を図ることが前提となるものと思っております。

今、町長のご答弁によりますとですね、まず財政規律についてであります。その標準財政規模の2倍を限度とするようなこと言われておられました。これはですね、あまりにもちょっと何と言うのか、大雑把というかな、考え方ではないんかと思うんです。うちの予算は大体年間90億円ですわね。そして標準財政規模はですね59億円ぐらいですかね、59億円、その2倍ですわね。そうすると118億円、そうすると28億円の差があるわけですね。予算が90億円で、標準財政規模の2倍が118億円、28億円の差がある。

これはですね、歳入どこに求めるのかね、この28億円について、上限28億円にした場合に、いや、118億円にした場合、その予算を編成しようと思うと歳入がその分必要です。それはどんなふうなお考えなんでしょうか。借入金よりないですね。地方交付税もさきほどのご説明では3%ほど減るとか、増えるような要素がないですね。そこら辺ご説明願いたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

地方債の残高をですね、財政規模の約2倍ということなんですわ。年々償還をしまいであります。そういうふうにしてやってきてですね借金、つまり起債残高を減らしていくわけなんですわ。ですから年度年度にですね、非常に窮屈な予算ですけども、町民の皆様のご期待に沿えない部分もあるんですが、そうしながら減らしていく、借金の残をですね。そういうやり方でやってきますんで、その方法しか今のところないですね。そういうふうにして目的を定めてですね、努力してまいりたいと思っております。

議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

このようなですね、手探りではなしにね。紀北町の身の丈にあったような基準というのか目標を設けて、持続的な財政健全化を図っていくことが必要なんじゃないかと、そのために何ですか、多治見市のような市独自で財政健全化に関する条例とかね、そういう紀北町にあ

ったそのような財政運営を図っていくための条例をね、つくったらどうかという、私の提案であるわけなんですけども、財政については大変変化も激しいし、難しい点もあろうかと思うんですが、今後ですね、研究していくとか、検討していくとか、そういうことはないかどうか、ちょっとお考えをお聞きしたい思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

新しい財政健全化法で議員がおっしゃったように、その実質赤字比率、連結実質赤字比率、それから実質公債費比率と、それから将来負担比率、これなんかは一応その基準の標準以下になっていますけども、これがもっと健全化したほうがいいんですよね。

それから起債残にしてもですね、目安としてはさっき言うた標準財政規模の2倍なんですけども、それがもっと低ければ低いほうがいいと思っております。さきほども申し上げたんですが、そのあれは多治見市の条例がですね、大変財政健全化に向けて先取りしたいいものであると思いますけれども、紀北町としては全国レベルの指標で比較していくことのほうが望ましいのではないかと思ったわけでありまして。

しかしながら、これ絶対にやらないというようなことではなくてですね、それが必要であると認めたときにですね、またご検討させていただきたいと思っております。

議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

その財政健全化法ではですね、4つの指標より比較ができないわけですね。例えば経常収支比率なんか、去年は紀北町は県下でも2番に悪かったですね。95%ぐらいがあって、今年は今朝配っていただいた資料を見ると、少し下がっておりますけどもね、2%ぐらい下がってありましたか、下がっておりますけども、そのようなことで、ただ部分的じゃなしに、すべての財政全般についてね、財政の運営についての条例をとということでございます。検討するということなものですからね、是非お願いしたいと思っております。

それから、議会に報告されたその財政健全化判断比率なんですけども、実質公債費比率は15.4%ですね。これはですね県下ずっと比較しますとですね、29市町の中で6番目に高い率ですね。それから将来負担比率はですね97.9%、県下で数えますと13番目に高いわけですね。このような高い状況にどの数値でもあるわけなんです、決して安閑としておれない状況ではない

んかと思います。

そしてですね、この数値だけ示されてもですね、その中身というのか、根拠をですね、根拠はどうか、その過程がわからないもんですからね、その財政健全化法の第3条になるんですけども、健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員に提出することになっておりますけども、この書類とはどのようなものなんかですね。この財政判断比率は町民の皆様にもですね、公表されることになっておるわけなんですね。町民の方も中身を知りたいと思うんです。ただのパーセントだけではなく、その過程をですね。そこから辺でちょっと主なところで結構ですけれども、説明していただきたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

ご質問の趣旨はよくわかりますが、その質問については担当課の課長に答えさせてもよろしいですか。じゃお願いいたします。

議長

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

議員のご質問にお答えさせていただきます。まず初めの実質赤字比率であります。これは一般会計ということで、普通会計を対象にしたものでございます。連結の実質赤字比率につきましては、全会計ですね、一般会計と国民健康保険とか老人保健会計、介護サービス事業会計、ほかの水道事業会計等を含んだ全体の連結実質赤字比率です。この2つの数字につきましては、今のところ赤字が発生しておりませんので、健全な状態かなと思えます。

続きまして、実質公債費比率であります。公債費に充当された一般財源ですね、公営企業や一部事務組合等の借り入れた地方債の償還に充てるための繰出金及び負担金なども含めて、一定の債務負担行為等の合計額を記したものであります。これ標準財政規模の割合で除したものでございます。

続きまして、将来負担比率なんですけども、一番わかりやすいのはここら辺かな思うんですけども、この計算の根拠となった主なものを上げさせてもらいますと、地方債の現在高ですね。それと債務負担行為に基づく支出予定額、これにつきましては当町の場合は該当しておりません。

続きまして、公営企業債等の繰入見込額としまして、水道事業会計及び簡易水道事業会計の特別会計が支出した元利償還金に対して補填するものであります。これにつきましては、将来負担額としましては4億4,300万円ほど金額が計上されております。

次に、組合等ですね、負担等の見込額としまして一部事務組合ですね、紀北町が管理をしております一部事務組合の負担金等の中で、起債の償還にかかるものですね。そういったものを合わせまして1億3,500万円ほどあります。組合につきましては荷坂やすらぎ苑、三重紀北消防組合、紀北広域連合等でございます。

それと次にですね、退職手当組合の負担金見込額ですね、一般会計に属する職員、3月31日現在退職した場合にはですね、いくらぐらいかかるのかということの計算のもとに、はじかれた数字でございます。

次に、設立法人の負債と負担見込額としましては、一応根拠になっておるんですけども、金額は発生しておりません。それと連結実質赤字額ですね、これにつきましても赤字額が生じておりませんので、金額は生じておりません。

次に最後なんですけども、組合等の連結実質赤字額にかかる負担見込額としまして、これにつきましても加入する組合等に赤字が生じておりませんので、一応金額は生じておりません。以上、このような経費をもってですね、あと充当可能な財源としましては基金の、今持っておる基金の残高ですね、そういったものがあたります。それと地方債にはですね、国から交付税算入される部分がありますので、そういった部分を控除してですね、一応除した数字が示された数字となっております。以上であります。

議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

書類の内容についてはね、厳正な監査委員の監査を受けておるということであります。ありがとうございました。

次にですね、その舗装の件なんですけどもね、山奥の道においても新しい舗装が進められておる、そのような状況の中でね、多くの方たちが通行するような道がこんだけいたんでおってもですね、なかなか補修してもらえないという状況であるもんですから、私も一路線のことを質問することもいかなものかと思っはいたんですけども、こんだけ皆さん困っておられるんで質問したわけなんですけども、理解はしてくれておるわけなんですけども、できるだけ早くですね、これ対応していただきたいと思うんですが、例えば財源にしても過

疎債なんか、もう来年で終わりですよ。そのようなこともあるわけなんですけど、大体いつごろ整備していただける考えなんか、お聞きしたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

いつごろというのはですね、大変答えにくいんですが、過疎債はおっしゃるとおり21年度でこれは切れることになっていきますが、続けてこれを継続してもらうように、町村会等を通じてですね、国へ要望しているわけでありまして。これはどうなるかわかりませんが、しかしながら、現場を見た道路状態を見てですね、議員のおっしゃることはよくわかっておりますので、できるだけご期待に沿えるように努力します。

議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

よろしくお願ひします。財政の健全化に関する法律が施行されてですね、まだ間がないわけなんですけど、その財政の健全化についてはですね、今後もですね、私も引き続いて取り組んでいきたいと思っております。そのことを伝えてですね、質問を終わりたいと思ひます。

議長

これで松永征也君の質問を終わります。

議長

お諮りいたします。

本日の会議はこれで散会いたしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

なお、東篤布君ほか7名の質問者については、明日の午前9時30分からの日程といたします。

それでは本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労さんでございました。

(午後 4時 32分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 20年 11月 27日

紀北町議会議長 世古勝彦

紀北町議会議員 東 篤布

紀北町議会議員 中村健之